



Title	アルバート・ギャラティンとデモクラシー
Author(s)	中野, 勝郎; NAKANO, Katsuro
Citation	北大法学論集, 49(2), 1-58
Issue Date	1998-07-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15775
Type	departmental bulletin paper
File Information	49(2)_p1-58.pdf



アルバート・ギャラティンとデモクラシー

中野勝郎

目次

- はじめに
- 一 西部の人
 - 二 アンティ・フェデラリスト
 - 三 代表制論
 - 四 「中間の人びと」
 - 五 統合とデモクラシー

フィラデルフィア会議に集まった各邦の代表たちは、「デモクラシーの行きすぎ」を抑えつつも、連邦共和政を人民の意思に基礎づけて確立することを意図して、連邦憲法案を起草した。そして、その作業は、全国的な統合をデモクラシーの契機によって行なうことであった。それにたいし、アンティ・フェデラリスツとよばれる勢力は、デモクラシーと邦単位の政治とを排他的に結びつけて、連邦憲法の批准に反対した。

もちろん、当時、デモクラシーという言葉が、現実政治において価値的な表象として使われていたわけではない。むしろ、連邦憲法案の批准をめぐる両陣営が用いていたのは、共和政 *republic* という言葉である。アメリカ合衆国がめざす共和政は、邦のような小さい政治社会でのみ実現されるのか、それとも、広大な国土においても達成可能なものが、広く議論されていた争点であった。たとえば、『ザ・フェデラリスト』第一〇篇において、ジェイムズ・マディソン James Madison は、直接民主政と「多数の専政」とを結びつけ、他方、共和政と安定した秩序とを等値している。では、連邦憲法の批准・発効は、マディソンのなデモクラシーが勝利したことを意味するのだろうか。マディソンのなデモクラシーが「より完全なユニオン」を実現したのだろうか。もし、そうだとすれば、マディソンとトマス・ジェファソン Thomas Jefferson とを中心にして形成された共和派 *Republicans* に、アンティ・フェデラリスツが糾合されたことをどのように理解すればよいのだろうか。あるいは、共和派内部から生まれたジャクソン派民主党 *Jacksonian Democrats* にたいして、マディソンが強い不信感をいだきつづけたことをどのように理解すればよいのだろうか。

建国初期のアメリカ史は、じつは、共和派的なデモクラシーの発展過程として要約できるほど連続的・無矛盾ではなかった。本稿は、建国史にみいだせる複数のデモクラシー像を明らかにしつつ、連邦共和政の実現という建国の目標

とデモクラシーの実現という建国の目標との連関を探ることを目的としている。ただし、その際、考察の対象は、アルバート・ギャラティン Albert Gallatin というスイス系アメリカ人の政治家に限定される。彼をとりあげる理由を一言でいえば、彼の連邦共和政像のなかでナショナルな統合の契機とデモクラシーの契機とが結びつけられており、それを明らかにすることによって、連邦共和政の実現をめぐる⁽¹⁾ 相対立する複数のデモクラシー観の錯綜する共和派的政治観の伝統を分析する視点が得られると考えるからである。

(1) デモクラシーという言葉は、建国期のアメリカにおいては、『ザ・フェデラリスト』第一〇篇におけるマディソンの直接民主政 pure democracy 論のように、肯定的な表象ではなかった。当時は、共和政があるべき理想の政体として語られている。マディソンもまた、直接民主政と共和政とを区別し、後者がすぐれた統治構造であることを説いている。しかし、共和政についての議論は、つねに、政治社会の構成員の意思と利益とがどのようにすればもっとも十全に実現されるのかという問いをともなっていた。マディソンが答えようとしたのも、この人民主権 popular sovereignty による政体の正統化にかんする問いであった。本稿では、この問いおよびそれへの対応をデモクラシーとよぶ。したがって、ここで用いるデモクラシーという言葉は、現実に実現された政治形態ではなく、むしろ、発想の形式を指している。ポコックの『マキアヴェッリアン・モメント』以来、建国期研究は、もっぱら古典古代的な政治観（どちらかといえば政治の質を問う考え方の枠組みで共和政を論じ、共和政体における代表制の機能にはあまり注目してこなかった。この点では、本稿は、ポコックがアメリカ合衆国を論じる際に依拠したゴードン・ウッドの『アメリカ的共和政の誕生』における共和政理解に近い。James Madison, Alexander Hamilton, and John Jay, *The Federalist Papers*, edited by Isaac Kramnick (New York, 1987), 22-28. 齋藤眞・武則忠見訳『ザ・フェデラリスト』(福村出版、一九九一年)四二—四九頁; Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1776-1787* (New York, 1969); J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton, 1975).

なお、ジエイムズ・クロッペンバーグは、本稿とは異なる整理の仕方ではあるが、複数の理念の共存という観点から建

国史研究を行なうべきであると示唆している。そして、彼は、個人の自律 individual autonomy と人民主権がそれらの理念に共通してみられるテーマであるとのべる。James T. Kloppenberg, "The Virtues of Liberalism: Christianity, Republicanism, and Ethics in Early American Political Discourse," *Journal of American History*, 74 (June 1987), 9-33.

共和政 republic が論争的概念でもあった点については、see Terrence Ball, "A Republic — If You Can Keep It," in *Conceptual Change and the Constitution*, eds., Terrence Ball and J. G. A. Pocock (Lawrence, Kansas, 1988), 137-164.

一 西部の人

ギヤラティンは、一七六一年にスイスのジュネーヴに生まれた。当時、ジュネーヴは、ヨーロッパの君主政の国々に囲まれた共和政体の都市国家であった。しかし、この共和政体を「ジュネーヴ市民」ルソーが論じたデモクラシーと混同してはならない。二五、〇〇〇人ほどの人口のうち、一二分の一ほどが男性市民として市政に参加し、しかも、フランス系とイタリヤ系の一二の家族からなる寡頭政が行政・司法を掌握していたといわれる。⁽¹⁾ 実際にも、ルソーはギヤラティンの生まれた時代にはジュネーヴでは受け入れられない思想家であった。フランスの教会勢力によって異端の烙印を押されたルソーは、ジュネーヴに避難しようとしたが、市当局はそれを拒絶した。そして、むしろ、スイスの片田舎に逃れたルソーが論戦を戦わせたヴォルテールをジュネーヴの寡頭政は支持していた。⁽²⁾ ルソーを支持していたのは、寡頭政に対立する「代表者たち (Representants)」⁽³⁾ とよばれる中・下層の政治勢力であったのである。ギヤラティンがジュネーヴを去った一七八〇年にはこの勢力が市政を掌握するようになっていた。

ジュネーヴの寡頭政を構成する家系のひとつに連なるアルバート・ギャラティンは、このように、伝統的な貴族政的寡頭政とデモクラシーとが思想的・政治的に対立する環境のもとで育った。「貴族政への確固たる信念」をもつギャラティン家の一員であり、「貴族主義的教授」によって構成されていたアカデミー（のちのジュネーヴ大学）で学んだアルバートは、一方では貴族政の伝統に連なりながらも、他方では、当時のアカデミーの学生と同じようにルソーの著作に接していたし、アメリカ大陸で進行中であった独立運動とルソー的なデモクラシーとを関連させる思考方法ももちあわせていた。⁽⁴⁾「ジュネーヴ市民」ギャラティンは、ルソー的なデモクラットではなく、むしろ、フランスの貴族トクヴイルと同様、デモクラシーの価値を相対的に捉える視点をもっていたといつてよいであろう。

したがって、ギャラティンのアメリカへの移住をもつばらアメリカの独立運動と関連させて考えることはできない。実際、支配階層の家系に属していたとはいえ、ギャラティンにとって、ジュネーヴでの境遇は、社会・経済的に不安定であり、しかも、上昇する機会が制限されており、アメリカ大陸は、ジュネーヴで強いられている「慢性的な依存」から脱し、一身の独立を計る場所として捉えられていたのである。⁽⁵⁾

もちろん、「貴族は移住せず」といわれていたアメリカ植民地に移住したということは、貴族としての来歴の否定を意味し、それ自体、デモクラシーへの加担を余儀なくする。さらに、ギャラティンが、移住先としてペンシルヴェニア西部辺境を選んだということは、その加担の度合いを深める。かくして、「ジュネーヴ市民」ギャラティンは「アメリカ市民」となる。しかし、アメリカ化の程度および質は一樣ではない。アメリカ化には個体差のみならず地域的な差異も影響を及ぼすであろう。

ギャラティンは、最初の居住地であるポストンにおいてハーヴァード大学のフランス語講師を務めたあと、同じくジュネーヴから移住してきた友人のアンリ・セレ Henri Sere とともに、一七八四年にヴァージニアとの境界に近いペンシ

ルヴェニア西部のファイエット・カウンティ（ピッツバーグの南に位置するカウンティ）に入植した。クレヴクールが描いているように、西部辺境での農夫としての生活は移民にとって独立と自由を確保しうる生計の手段であり、希望のひとつであった。彼らもまた同じ希望を抱く。セレは、遅れて彼らに合流することになるジュネーブの友人ジャン・パドレ Jean Badollet に宛てて次のように書き送っている。「いまやぼくたちの目的は、できるだけはやく土地を手に入れ農夫になることだ。・・・ぼくは、ぼくたち三人が田舎の一軒家に住み、ぼくたちのだれもがそれぞれの野良仕事に忙しく立ち働いているすがたを想像すると、なんとも嬉しすぎて言葉にはいいつくせないんだよ。・・・快適で独立した生活を営むための糧をこうやって確保すれば、ぼくたちは、そのうち、思い立ったときには、世界のどこか新しいところ（へ）・・・出かけることができるようになるだろう」⁽⁶⁾。ギャラティンもまた、パドレへの手紙のなかで、「世界でもっとも自由な国」⁽⁷⁾において、どこかの辺境に、自分たち三人とジュネーブからやってきた連中とで小さな社会を作るという構想を伝えている⁽⁷⁾。

しかし、ギャラティンが構想する西部辺境での生活は、クレヴクールが理想としたような独立自営的な農夫生活ではない。彼は、入植した翌年に四〇〇エーカーの土地を手に入れた。しかし、この土地は農耕の場所というよりも、起業家としてさまざまな事業を営むための拠点であった。実際、ギャラティンは、入植してまもなく雜貨屋を開業しているし、九〇年代になるとガラス製造工場の経営者にもなっている。そして、なによりも、彼が精力的に携わっていたのは、土地の売買であった⁽⁸⁾。夏期には、晴耕雨読の生活を送り、冬期には土地の売買業者としてリッチモンド、フィラデルフィア、ニューヨークに赴き、ときには、メイン州まで足をのばしている⁽⁹⁾。西部への定住は、かならずしもクレヴクール的な意味でのアメリカ化をもたらすとはかぎらない。時計業者の家に生まれ、商業と製造業の街で育ったギャラティンが定住によって試みたのは、むしろ、西部のジュネーブ化であった。一七九五年には、フレンドシップ・ヒルと名づけ

られた入植地に隣接して購入された土地がニュー・ジュネーヴと命名される。⁽¹⁰⁾ 歴史家ヘンリー・アダムズは、フレンドシップ・ヒルの地形が、ジュネーヴ湖畔に位置しモンブランを望むジュネーヴの似ていることを指摘している。⁽¹¹⁾

このように、農本主義とは異なる観点からアメリカ西部を理解するギャラティンにとって、アメリカへの移住に際して彼が望んだ一身の独立は、農業への専心によってではなく、一攫千金によって達成される。西部辺境はその達成を可能にする機会に満ちた場所だったのである。彼は、ある書簡のなかで次のようにのべている。

わたしは未熟な農夫ですし、わたしが手を出したいいくつかの商いでもついていません。わたしは、なんとか独立した生活を営めるほどには成功しましたが、一二年前とくらべて、裕福にも貧乏にもなっていません。実際のところ、わたしにはお金を儲けられるような才能がないでしょう。⁽¹²⁾

もとより、ギャラティンにとって、一攫千金を得るといえるのは、巨万の富を獲得することではない。彼が、一身の独立と関連させて考えているのは、富それ自体の増加ではなく、富を得るための方法である。彼にとって、農業やそれに付随する勤勉や節約という徳目は維持・促進されるべき倫理的価値ではなく、むしろ、当時そのような徳目に背反すると考えられていた商業や製造業、土地投機が肯定される。ギャラティンは、西部という空間を伝統的な徳目の再生産の場ではなく、自由な機会、あるいは社会的流動性の高い場所として理解していたのである。彼には、西部が商業や製造業、金融業者によって墮落させられている都市からの避難所であるという意識がない。したがって、西部辺境が機会と成功を保障しないのならば、そして都市がそれらを保障するのならば、西部辺境から都市への移住も生じうる。実際、ギャラティンは、一八二五年には、子供たちに「機会と職業」を与えることを理由のひとつとして、ポルティモアに移り住

んでいる。⁽¹³⁾さらに、三〇年には、西部辺境にあるすべての土地を処分して、ニューヨークに居を構えることになる。ギヤラティンが、ペンシルヴェニア西部にも入植したパドレに宛てた書簡では、辺境での生活が若き日の彼の夢を實現させてはくれなかつたことを告げている。

ほくは、モノンガヘラ丘陵で生活し、そこで死ぬことに満足すべきだったのかもしれないが、健康のためにはこのうえなくすばらしいという点をのぞけば、あそこは、きみにもほくにも知的にも物理的にも資産になるようなものをほとんど恵んでくれなかつたことは認めなければなるまい。実際、偶然にほくたちが最初に住んだ辺鄙なところよりもほかに、肉体労働で生計を立てることができない連中にとつて、⁽¹⁴⁾口を糊するだけの稼ぎしか与えない場所つてアメリカにはあるのだろうかとほくは思わないわけにはいかないんだよ。

クレヴクールによれば、西部において、ヨーロッパからの移民は「土地」を媒介にしてアメリカ市民になつたといふ。ただし、この「土地」は「自分の労働」の対価として得られるのであり、また、「自分の労働」を投入すべき対象でも⁽¹⁵⁾ある。これにたいし、「肉体労働」と土地とが関連づけられないならば、クレヴクールと同じように西部辺境に住んでいても、定住の仕方の違いは市民としての特性にも影響を及ぼすであろう。西部という空間は、たしかに、独自のアメリカ化の論理をもっている。けれども、アメリカ化とは一様ではなく、それぞれの移民に付着しているネイティヴな属性と西部の風土とが相互に規定し合いながら⁽¹⁶⁾進行する。実際、「ヴァージニア共和国に忠誠と信義を宣誓して」アメリカ市民になつたギヤラティンは、⁽¹⁷⁾農本主義的なデモクラシーとしては捉えられない政治観を育むようになる。

- (1) Raymond Walters, Jr., *Albert Gallatin: Jeffersonian Financier and Diplomat* (New York, 1957), 3.
- (2) Walters, *Gallatin*, 7.
- (3) バロウスの伝記は、一八世紀のジュネーヴの市政とギャラティン家の関係とを詳しく論じている。Edwin Burrows, *Albert Gallatin and the Political Economy of Republicanism, 1761-1800* (New York, 1986), 22-75.
- (4) Henry Adams, *The Life of Albert Gallatin* (1879; reprint, New York, 1943), 16; Burrows, *Gallatin*, 79.
- (5) ギャラティンは、一七六五年に父親を、七〇年に母親を亡くしており、両親の死後は父親の遠縁にあたる女性の保護のもとにあった。アカデミーを卒業した彼にとってこの「保護＝依存状態」の解消が行動を動機づける大きな要因になつたと考えられ、Henry Adams, *Life of Gallatin*, 18; Walters, *Gallatin*, 2, 9; Burrows, *Gallatin*, 114-15.
- (6) Henry Serre to John (Jean) Badollet, December 13, 1782, Gallatin Papers (以下では「GP」と略記)。ギャラティンについての網羅的な資料集は、いまだに編まれてゐな。未公刊の資料 (GP) は、ニューヨーク市にあるニューヨーク歴史協会に保存されている。
- (7) Albert Gallatin to Jean Badollet, October 1, 1783, GP.
- (8) Henry Adams, *Life of Gallatin*, 63, 66.
- (9) Walters, *Gallatin*, 22.
- (10) *Ibid.*, 135.
- (11) Henry Adams, *Life of Gallatin*, 63.
- (12) Albert Gallatin to Lewis De Lesdernier, May 25, 1798, cited in Burrows, *Gallatin*, 182.
- (13) Albert Gallatin to David Geilston, June 10, 1825, GP. ギャラティンがフレンドシップ・ヒルを離れる決心をしたのは、妻であるハンナの強い要請によると思われる。パリ、ロンドンとヨーロッパの大都市での生活を体験して帰ってきた彼女は、「わたしの小さな胸は悲しみに張り裂けそうなの。だって、夫と子どもをのぞけば好みに合うすべてのものから引き離されて、シベリアにいるようなんですもの」と不満をのべている。これにたいし、ギャラティンは、息子に宛てて次のようにのべている。「結局のところ、いまの社会の状態では、わたしたちは、辺鄙な田舎か仕事かのどちらかを選ばなければならぬようだ。(辺鄙なところであることなど) わたしはいつかこうに気にしないし、財産がないことだっつかまわないのだ。

わたしの考えるところによれば、田舎での生活とそれほど裕福ではない状態になにか大きな支障があるとすれば、それは、ただただ、自分の受けた教育からするとほかにだれも氣に入らぬ適当な人生の友がいらないような女性を幸せにすることがむずかしい点にあるのだ。ギャラティンは、西部辺境での生活に未練はいだいているものの、都市での生活に原理的には反対してはいない。Walters, *Gallatin*, 328; Albert Gallatin to A. R. Gallatin, May 14, 1827, GP.

(14) Albert Gallatin to Jean Badollet, February 7, 1833, Henry Adams, *Life of Gallatin*, 64.

(15) クレヴクールは、ヨーロッパからの移民は、「貧民のひとりとして数えられた以外、自分の国で市民のひとりに数えられ」たことがなかったが、「ここでは、市民としての地位をもっています」とのべたあと、そのような変身が起こった理由を次のように説明している。「目にみえないどのような力によって、この驚くべき変身は行われたのでしょうか・・・彼らは自分の労働にたいしては豊かな報酬を受けます。この報酬を貯めておくと、土地が手に入ります。それらの土地は、自由民という資格を与えてくれますが、この資格には、人間がたぶん必要とするすべての恩恵がついています」。St. John Crevecoeur, *Letters from an American Farmer* (1782; Everyman's Library Edition, New York, 1945), 42, 46-47.

(16) 「風土」という観点からアメリカ化の特質を論じたものとして、齋藤眞「政治権力の風土的規定」同著『アメリカ革命史研究』（東京大学出版会、一九九二年）五九一—〇二頁。

(17) ギャラティンは、実際には、ペンシルヴェニアに住んでいたにもかかわらず、ヴァージニア共和国において宣誓を行なった。その主たる理由は、彼の土地売買事業の大半がヴァージニア邦内で計画されていたためである。ここでも、農業と市民権とは切り離されて考えられている。Walters, *Gallatin*, 20. なお、連合規約のもとでは、帰化にかなする権限は各邦がもっていた。帰化の問題については、遠藤泰生「アメリカ独立革命と政治共同体としての国民の創造」『一八世紀の革命と近代国家の形成』年報政治学一九九〇年号（岩波書店、一九九一年）参照。

(一)

ギャラティンが、アメリカに移住したときには、すでに各邦は憲法を制定していた。彼は、ジュネーヴの政体は「暴君もしくは奴隸」にこそふさわしいと論じたあとで、アメリカの邦憲法について次のように説明している。

そのような政体（ジュネーヴの貴族政——筆者註）とこの国の政体とのあいだにはなんとも大きな違いがあるんだよ。ここでは、立法や執行の権限を行使する合議体がたった一年の任期で選挙されるんだ。判事は、法律を説明する以上のことをしないし、終身の任期をもち主権の影響から自由でいられる。そして、ぼくたちはといえば、これらの判事たちによってではなく、一二人の誠実な市民によって裁判されることになっている（ねえ、きみ、こうして比較してみると、ぼくがここに留まることに決めたといったって驚かないだろう⁽¹⁾）。

ギャラティンは、ジュネーヴ時代には貴族政にたいして価値判断を避けていたが、アメリカへの移住にともないそれを拒絶し、それと対照的な邦憲法を受け入れている。彼は、アメリカにおける独立の原理に呼応し、みずからも独立戦争に参戦したラファイエットとは異なり、アメリカ社会の観察者である。にもかかわらず、彼が「独立への意志」や「普遍的自由」に理解を示したのは、彼自身の移住の理由と密接にかかわっているのではないだろうか⁽²⁾。

ギャラティンにとって、貴族政の特徴は、まずなによりも、社会・経済的な上昇の機会が閉ざされている点にあった。そして、そのような機会を得るべく、彼はアメリカに移住した。一身の独立は社会的流動性の高さを必要とする。ギャラティンは、権力の独占が社会的流動性を阻害することをジュネーヴの政治から経験的に学んでいた。したがって、独立戦争に巻き込まれて政治的原理への忠誠度が高まらなくても、邦憲法に機構化されている権力の限定（裁判所および

執行府の権限の限定)や権力への参加(頻繁な選挙および陪審制)は、一身の独立という社会・経済的な観点からでも支持されうる。クレヴクールによれば、移民は、「偏見も生活様式も、昔のものはすべて放棄し、新しいものは、自分の受け入れてきた新しい生活様式、自分のしたかう新しい政府、自分のもっている新しい地位などから受け取つていく・・・アメリカ人」に変容するといふ⁽³⁾。クレヴクール自身独立戦争の渦中にアメリカを去つたことに示されるように、「アメリカ人になる」といつても、それはかならずしも「新しい政府」を政治原理として信奉することを意味しない。むしろ、「新しい生活様式」や「新しい地位」といつたみずからの社会・経済的環境に適合的であるかどうかそれぞれへの支持を左右することもありうる。クレヴクールの場合、反英抗争の政治化は彼の境遇に負に作用したのたいし、移住後でもないギャラティンにとっては「新しい政府」は機会の開放を意味していた。アメリカのデモクラシーとは一身の独立の条件だったのである。

もちろん、フレデリック・ジャクソン・ターナーが、「アメリカに定住が始まってからこの方、辺境地域はデモクラシーにたえず影響を与えてきている」とのべているように⁽⁴⁾、ギャラティンにおいても、辺境への移動・定住は、彼のデモクラシー観に西部的な刻印を帯びさせる。けれども、アメリカ化が一樣でないのと同じように、西部化もまた一樣ではない。辺境にすべて同じような社会ができあがったわけではないし、辺境に住む人びとが同じような政治観をもったわけでもない。西部のデモクラシーはそこにもちこまれた伝統に影響を受けざるをえないし、たとえ、⁽⁵⁾すでにある種のデモクラシーが定着していようと、それはつねに新参者によって再解釈・再構築されなおされる。もとより、このような相互作用が辺境のデモクラシーの価値としての体系化をつねにもたらすとはかぎらない。むしろ、対抗思想をもたない社会では、それは「自然化」する⁽⁶⁾。だが、独立達成後の新体制をめぐる論争は、否応なく、ギャラティンに、みずからのデモクラシー観を価値として自覚化することを余儀なくする。

ギャラティンは、一七八八年九月にハリスバーグで開催された連邦憲法案改正を討議する会議にファイエット・カウ
ンティの代表として参加している。すでに、同年六月にはニューハンプシャーが九番目の邦として批准を終えており、
この会議の目的が実現される可能性は現実にはきわめて低かったといえよう。しかしながら、この会議への参加を契機
に西部辺境のデモクラシーの代表としての彼の地位が確立する⁽⁷⁾。

連邦憲法案をめぐることは、各邦において、アンティ・フェデラリスト（憲法反対派）が批准への反対を訴えたり、
「権利の章典」を付加することを要求したりしていた⁽⁸⁾。ペンシルヴェニアにおいても、邦の批准会議では四六一二一の
票差で憲法案が承認されていたとはいえ、とりわけ、西部に住むアンティ・フェデラリストのあいだでは、憲法案への
不満が残っていた。彼らは、ニューヨーク邦知事ジョージ・クリントン George Clinton が回状によって各邦知事に連邦
憲法案改正会議の開催の提案をした機会を捉えて、ハリスバーグ会議を開催したのであった。憲法反対派は、集合的に
アンティ・フェデラリストとよばれることはあつても実際に結合力をもっていたとはいえない。彼らは、憲法論争にお
いて、個々人の反対の表明に終始して、横断的なつながりを欠いていた。ハリスバーグ会議のように、憲法反対派が一
堂に会して討論し、統一見解を表明した例はほかにはみられない。とはいえ、この会議の意義を過大評価することはで
きない。というのは、ペンシルヴェニアの一九のカウンティのうち一三から三三人の代表が集まったというものの、邦
の批准会議で反対票を投じた二人の代表のうち、ハリスバーグ会議に参加したのは、わずか七名だったからである⁽⁹⁾。
しかも、アンティ・フェデラリストの勢力がもつとも強いカウンティのひとつであるウエスマオアランドは代表を送って
いない⁽¹⁰⁾。

ギャラティンは、ハリスバーグ会議に参加するにあたって、会議に上程する決議案を準備した。彼は、その冒頭で次
のようにのべている。

われわれ、および・・・は、連邦大の政府がアメリカ合衆国のような広大な版図の住民の自由を維持するとともに幸福を確保しうる唯一の政府であると考ええる点では一致している。また、これまでの経験の教えるところでは、連合規約のもとでのユニオンの絆があまりにも弱かった点が、われわれがそのような連邦大の政府から確実に期待できると考えていた最大の長所のいくつかをわれわれから奪っている原因になっているので、われわれは、より有効な連邦政府が必要不可欠であると強く確信している。⁽¹¹⁾

ギヤラティンもまた、ほかのアンティ・フェデラリスツと同じように、連合規約の不備とその改正の必要性を認めていた。しかし、彼は、現憲法案を逐条的に検討した結果、「いくつかの箇所は、われわれには好ましくないように思われる」として、その改正を主張する。⁽¹²⁾では、いかにして、現行案の改正を実現するのか。ハリスバーグ会議では、連邦議会を通じて連邦憲法案改正会議の発議を行なうべく邦議会が行動をとるよう同議会に請願する旨決議している。⁽¹³⁾これにたいし、ギヤラティンの提案は急進的である。彼は、まず、連邦憲法案改正についての見解を交流させるために、かつての通信連絡委員会のような組織を各カウンティごとに、さらには、各邦の各カウンティごとに設立することを提案する。次に、「各邦の連邦憲法案改正論者が、全国大の会議 (a general convention) に集まり・・・もつとも必要と思われるような連邦憲法案の改正とそれらを実行するためにもつとも適当な方法について」討議するよう求めている。⁽¹⁴⁾

ギヤラティンの構想は、各邦議会および連邦議会に代わる新たな機関を行動の拠点としている。これらは、連合規約にも各邦憲法にも根拠をもたない非法的な機関である。だが、ギヤラティンの急進性は超法規的措置の提案それ自体にあるのではない。反英抗争以降のアメリカにおいては、通信連絡委員会、植民地会議および大陸会議などがすでに超法規的機関として存在していた。フィラデルフィアの連邦会議 Federal Convention ですら、マディソンがのべているよ

うに、「非公式で、権限にもとづかない提案によって始められ」たのである（傍点部分は原文イタリック。以下も同じ）。ギャラティンは、アメリカ革命の方法をあえて踏襲することで、根元的に革命の理念を問い直すようとしている。その点にこそ、彼の急進性がある。

では、革命の理念とはなにか。ギャラティンによれば、まずなよりも、人民（住民）の意思を保障・実現することである。反英抗争期に非合法的機関が設立されたのは、合法的な植民地議会および参議会が一部の特権層により独占され、民意が反映されにくくなっていったからであった。ギャラティンが憲法改正会議を提案したのもまた、既存の機関には民意が十全に表明されていないと考えていたからではないだろうか。一院制を採用し各邦憲法のなかではもつとも民意を実現していると考えられていたペンシルヴェニア邦議会ですら、一七八八年の時点では共和派が主導権を握っていた。⁽¹⁶⁾ フィラデルフィア会議に参加していた代表のほとんどはフェデラリスツであった。ギャラティンは、アンティ・フェデラリスツであるジョージ・メイソン George Mason が連邦会議で論じた「各邦議会は各邦憲法の被造物にすぎず、その創造者（人民）より偉大ではありえない」という主張に同意するであろう。また、彼は、決議案のなかで、「新たな改正案がアメリカ市民のできるだけ多くの階層によって承認・支持される」よう意図すると記すとき、同じくメイソンが表明した「この憲法は人民についての知識や考えなしに作成されたものである。第二回連邦会議（A second Convention）は人民の考えをよりよく知りうるであろうし、それにより調和した憲法を提供できるであろう」という意見を支持するであろう。⁽¹⁸⁾

人民の意思の保障・実現が革命の理念の制度化にほかならないという確信は、ギャラティンの行なった憲法案批判の素描にもあらわれている。彼は「確立された諸原理から出発して、連合会議（Congress）と各邦に委ねられる権限の境界を定める」と論じる。⁽¹⁹⁾ 多くのアンティ・フェデラリスツと同じように、彼もまた、独立戦争の過程で形成された州の

集合体をひとつの凝集性のある大きな共和国ではなく、小さな共和国の連合として捉える。しかし、共和政は規模の小さな同質的な社会においてしか実現されえないが、⁽²⁰⁾「各邦は、外国にたいして独立を維持するとともに各邦間に和平を確保するために連合に加盟した」のであるから、「連合」もまた、革命の理念のうちに据えられなければならない。したがって、「連合」は、いかにすれば広い空間において人民の意思を反映する制度を構築できるかという観点から再考察される。

ギヤラティンは、ひとつの広大な共和国にかんして次のようにのべている。

そのような連合（各邦の連合体——筆者註）は、それぞれの邦の言語、政府、宗教、環境、規模、および習俗において一致する程度が大きいか小さいかによつて、形成・維持することが簡単にもなり困難にもなるだろう。すべての邦を単一の国民であるとみえさせるほどに一致の程度が大きければ、各邦にとつて、その国制を解体させ、単一の国家（State）⁽²²⁾を形成する方が良いであろう。ただし、その場合、形成される国家は、あまりにも広大すぎてはいけない。

この主張は、モンテスキューが『法の精神』で説いた小さな共和国論を思わせる。当時、アンティ・フェデラリスツの議論は、彼の共和国論を踏まえていた。たとえば、メイソンは、「かくも多様な風土を擁し、その様式、習慣、習俗においてかくも異なる住民を内包するかくも広大な国土に、一つの国家的政府が適しているなどと考えられようか」と論じている。⁽²³⁾彼からみれば、連邦議会に「人民とよく交わり、彼らが考えるごとく考え、彼らを感じるごとく感じ、彼らにたいして全責任を負い、彼らの利害と境遇とを十分に弁えている」ような代表を選出することは不可能であつた。⁽²⁴⁾か

くして、メイソンは、連合についての新たな構想を提示しえないままにヴァージニアに引き籠もる。

これにたいし、ギャラティンは、代表制の質については、メイソンと同じ見解をもつ。国土が広すぎれば、「必然的に、人民は立法院により少ない数の代表しか送れなくなるので、その法律は、市民全体の一般的な意思や善に一致しえなくなるであろう」⁽²⁵⁾。しかし、彼にとって、連合は所与であった。連合に人民の意思が反映される方策をみいださなければならぬ。ギャラティンは、「一・各邦の代表が集まる機関の構成、二・その機関に委ねられる権限、三・各邦の習俗を同化するために作成されるべき一般的な法律」という三つの観点から憲法案を再検討する。⁽²⁶⁾ ここには、人民の意思は立法院により体现されるという彼の考えがあらわれている。立法院が人民の意思の代弁機関として制度化されるには、連邦下院議員の数を増やすべきであるし、上下両院議員の選挙のやり方については各邦に任せるべきである。また、連邦会議員は、「終身に選ばれ」ないように任期に制限を設けるべきである。他方、人民の意思が反映されにくい行政府や司法府の役割は限定されなければならない。連邦政府が下級裁判所まで管轄するようになれば、それらの裁判所は「多くの人数を擁し、中央から遠く隔たったところに位置するため、容易に腐敗と権力の濫用に陥るであろう」。したがって、連邦政府は海事裁判と邦際問題を管轄する最高裁判所のみを設置するべきである。大統領は議会にたいして拒否権をもつべきではないし、「必要にして適当な条項」は、「あきらかにひとつの国家を作ることにはほかならない」から憲法に規定されるべきではない。ギャラティンのこのような憲法案批判に独自の観点があるわけではない。また、人民の意思を実現しうる議会の規模を明確にしていけない。しかし、人民の意思の実現（デモクラシー）とならんで連合の維持（ナショナリズム）を念頭において連合体制を考えている点は注目されるべきである。

ところで、デモクラシーとナショナリズムは、つねに整合性をもつとはかぎらない。小共和国論を唱えるアンティ・フェデラリストは、メイソンにみられるように、邦をこえた政治社会の統合の論理を提示できなかつた。他方、連邦会

議に参加したフェデラリスツの多くが、「デモクラシーの行きすぎ」を抑えるために「より完全なユニオン」を形成することに同意していた。では、ギャラティンにおいて、いかにしてデモクラシーとナシヨナリズムとは共存しえたのか。ナシヨナリズムに整合的な特質をもつデモクラシー観について、邦憲法改正にたいする彼の対応を手がかりにこの問題を論じておきたい。

(一)

ペンシルヴェニアで連邦憲法の批准を達成し、邦議会でも多数派となっていた共和派は、一七八九年に七六年邦憲法の改正を企て、邦住民にたいして憲法改正会議の代表を選出するように要請した。⁽²⁸⁾一七八九年一月二四日に召集された憲法改正会議は、憲法改正派の共和派と憲法擁護派の憲法派とが激しい論争を展開し、翌年の二月二六日に終了した。後年、ギャラティンは、この会議について次のように回想している。

一七八九年の憲法改正会議は、私が参加するか、もしくは精通しているあらゆる会議のなかで、もつとも有能な人びとからなるもののひとつであった。実際、私は、マディソンとマーシャルという二人の名前のみをそこにみいだすことができない。その会議は、・・・一七九五年から一八二二年までのどの連邦議会にもおとらず才能と知識に溢れていた。しかし、改正会議の特筆すべき特徴は、・・・私が知っているいかなる公共機関よりも党派的感情に影響されていなかったという点にある。・・・議論においては、ほかとくらべて偏見が少なく誠実に長けていた。そして、会議の期間、対立する見解をお互いの譲歩によって調和させようという意欲がみられた。⁽²⁹⁾

それまで西部辺境の社会しか知らなかったギャラティンは、八九年の憲法改正会議ではじめてジェイムズ・ウィルソン James Wilson やロバート・モリス Robert Morris をはじめとする東部の政治家、あるいはナショナルな体験をもつ政治家と接触し、それを通して、そのデモクラシー観をより明確にしている。

ギャラティンは、西部のカウンティの代表のなかでは、ウィリアム・フィンドレイ William Findley とならんで旧アソシエイト・フェデラリストの主導的人物とみられていたが、会議では「ほとんど発言していない」とある報告は伝えている⁽³⁰⁾。実際、フィンドレイにくらべるとギャラティンの発言はきわめて少ない。それでも、議事録や彼が残した覚え書きや草稿からその思考を辿ることができる。

ギャラティンは、自由な政府の基本原則は、人民がみずからの自由を擁護する権限をもたないと支配者は人民を尊敬しないと、自由な政府の基本原則は、人民がみずからの自由を擁護する権限をもたないと支配者は人民を尊敬しないと、本来的には直接民主政が望ましい。しかし、実際には、人民は、便宜と「十分な知識の欠如」とから、代表を選んで彼らに法律を作成させるようになる。かくして、自由な政府を確保する方法は、「代表がつねに人民の意思を語るべく」制度的な工夫を設けることである。頻繁な選挙と人口比に応じた代表の選出に加えて、代表の数の拡大がその方法として挙げられている⁽³¹⁾。

ギャラティンは、代議制を直接民主政の代替物として認識している。この点については、当時の論者に見解の相違はない。しかし、代表のあり方については、メイソンのように代表を「代理Ⅱ反映」として捉えるか、あるいは、マディソンが『ザ・フェデラリスト』第一〇篇で論じたように代表に「濾過」機能を期待するのか、というように見解が分かっていた。邦憲法改正会議に参加していた J・ウィルソンは、アメリカ大において「代理Ⅱ反映」的な代表制が可能であると考えていた。これにたいし、ギャラティンの代表制論は、これらふたつの代表観のいずれにも単純には分類でき

ない特徴をもっている。彼は、代表の規模について次のようにのべている。「代表の数が……一定以下に抑えられるならば、公正で平等な代表は実現されないし、有権者と同じ感情や利害をもつ代表を得られないし、人民のすべての階層を代表させることができない⁽³²⁾」。この主張は、彼の代表観の「代理」反映⁽³³⁾的側面をあらわしている。そして、それを実現するために、七六年邦憲法では規定されていた選挙権の納税資格の撤廃、下院議員に加えて上院議員の直接選挙、一二〇名からなる下院の構成を構想もしくは提案している。

ギャラティンは、アメリカ社会およびペンシルヴェニア社会が多元的利益から構成されていると認識していた。代表は利益を代弁すべきである。彼は、会議で、第一回連邦議会選挙で邦をひとつの選挙区として下院議員を選んでいたの⁽³⁴⁾にたいして、地域の利益が反映されるよう邦下院と同じ選挙区で選出することを提案している。また、邦内の利益の多元化について次のようにのべている。

疎らにしか定住が行なわれていない広大な国土では、あるカウンティの端に住む住民について別のカウンティの端に住む住民は知りえないし、ある地域の地方的利害は別の地域の地域的利害としばしば衝突するので、住民の数が⁽³⁵⁾増えるにに応じて代表の数を多くしなければならぬのは自明である。

しかし、ギャラティンは、代表がもつ「代理」反映⁽³⁶⁾機能について、J・ウィルソンほど樂觀的ではなかった。「規模が小さくて人口が稠密な国土では、同じ代表が、住民のすべての階層のさまざまな利益や欲求について精通したり十分な知識を獲得しうる」。他方、政治社会の規模の拡大と人口の増加は、代表の数を増加させ、慎重な審議を不可能にする。むしろ、「大騒ぎ、興奮、激情」が支配し、「党派精神」が跋扈するにいたる。「代理」反映⁽³⁶⁾機能には、党派性

や無秩序をもたらす危険性が含まれているのである。ギャラティンの下院論は、まずなによりも西部の利益を擁護するために構想されたものである。東部とは異なる利益をもつ西部が邦議會で発言力をもつには、下院の規模の拡大が必要となる。それによつて、西部にとつての利益表出の経路は確立される。しかし、他方、一院制のペンシルヴェニア邦議會は、実際には、党派政治の場となつており、下院の規模の拡大はそれをさらに悪化させるであらう。

したがつて、ギャラティンは、J・ウィルソンが一院制の邦議會を二院制に改変することを提案したとき、それに反対はしなかつた。彼は、より直接民主政的な「代理Ⅱ反映」機能を代表に負わせるべく設置されていた一院制が、激しい党派政治をもたらししているという認識を共有していた。ギャラティンにとつて、上院はそのような党派性を除去する機能を有していなければならない。彼は、「もし両院がヴァージニアのように構成されるならば、現在わが邦の議院を支配しているのと同じ党派精神が両院に波及するようになり、われわれは現在わが邦がおかれているのと同じ状況にとどまり続けるであります」とのべている。⁽³⁷⁾

では、上院はどのように構成されなければならないのか。ギャラティンは、上院が党派性を匡正する機能をもつためには、「議員の数を減らし、財産資格を設け任期を長く」しなければならぬと論じる。⁽³⁸⁾そこで選ばれる議員は、「人民大衆と同じ感情や同じ欲求などもない自然的貴族」であり、したがつて、党派精神をうみだす「同じ利害、感情、および偏見が両院で跳梁する」のを防ぐことができる。⁽³⁹⁾下院が「代理Ⅱ反映」機能をもつがゆえに党派性をもたらす危険性があるのにたいして、上院は「住民についてのより広範囲な知識をもつ」議員から構成されるがゆえにいわば「濾過」機能をもち、両者のあいだには「相互抑制」⁽⁴⁰⁾が働く。二院制はデモクラシーを実現しつつ、デモクラシーを抑制する方法として提示される。

ところで、J・ウィルソンとは異なり、ギャラティンにとつて、「人民 people」とは、「人民主権」というときに含意

されるような抽象的かつ一様な存在ではなく、具体的かつ多元的な利害をそれぞれもっている「住民 *Inhabitants*」である。彼らが共有しうる利害の範囲には限界があり、したがって、彼がハリスバーグ会議の際に記しているように、代表制を無限定に拡大することはできない。しかし、他方、上院が「濾過」機能をもつがゆえに、代表制は、メイソンの小さな共和国をこえて拡大しうる可能性をもつ。ギャラティンには、上院の代表が出身地域の「住民」との一体性および同質性を失うことについての危機感はない。むしろ、それは、上院の存在理由を増すであろう。そして、上院が党派性を克服できるかぎりにおいて共和国は拡大しうる。彼の代表論は、ナショナルな統合を可能にする性質をも含んでいた。

ギャラティンにおける代表機能の使い分けは、たんなる政府間の均衡抑制論として理解されるべきではない。たしかに、彼は、上院と下院とは異なった利害を代表すべきであると論じている。しかし、彼の代表論は、旧支配層の温存を狙った上院の制度化に主眼がおかれていたわけではないし、ましてや下院に反映されやすいデモクラシーを機構的に抑制することに力点があったのではない。ふたつの代表論が出された背景には、デモクラシーについてのギャラティン独自の理解があるように思われる。この点を明らかにするためには、ウィスキー反乱にたいする彼の対応に目を向けなければならぬ。

(1) Henry Adams, *Life of Gallatin*, 47, 48.

(2) *Ibid.*, 47.

(3) Crèvecoeur, *Letters*, 42.

(4) F. J. Turner, "Contribution of the West to American Democracy," *Frontier and Section*, ed. Ray Allen Billington (Prentice-Hall, 1961), 80.

- (5) ホーフスタッターのターナー論は、辺境のもつ歴史的意義についていまなお有効な示唆に富んでいる。彼は、アメリカ・デモクラシーを西欧デモクラシーの一部として捉えることを説くとともに、辺境をデモクラシーの源流としてではなくアメリカの独自性の要素として理解するように提案している。そして、次のように論じる。「ターナーの関心が、アメリカはどの程度独特であり、分化しているのかという点にあったこと、また、彼が、デモクラシーの源流となる知的体系ではなくこの国において明らかに流布しているようにみえるある特定の行動主義者、平等主義的精神の形成に関心をもっていたことを心に留めるならば、デモクラシーの形成にフロンティアが占めていた役割にかなするターナーの見解の妥当性について、われわれはよりよく吟味できるであろう」。ホーフスタッターの議論は、ギャラティンのデモクラシー論を考へるうえで、欠かすことのできない視点を提示している。Richard Hofstadter, *Progressive Historians: Turner, Beard, Parrington* (New York, 1968), 135-6, 140.
- (6) ルイス・ハーツは、サンタヤナがアメリカの民主主義を「自然的」とよんだのをうけて、「自然的現象」としての自由主義という見解を提示した。ヨーロッパとの比較というなら、アメリカにおける主義・思想についてのハーツの議論は正鵠を射ているが、このあとでふれるように、州(邦)憲法および連邦憲法をめぐる議論においては、個人的にであれ地域のにであれ、政治論は論争の過程で抽象化を経ることによって、体系化とはいわれないまでも、ある程度、自覚化・意識化される。Louis Hartz, *Liberal Tradition in America* (1955; New York, 1983), 5-14. 有賀貞訳『アメリカ自由主義の伝統』(講談社、一九九四年)二二―三三頁。
- (7) ハリスバーグ会議については、Russell Ferguson, *Early Western Pennsylvania Politics* (Pittsburgh, 1938), 98-100.
- (8) See Herbert Storing, ed., *The Complete Anti-Federalist*, 7 vols. (Chicago, 1981).
- (9) Burrows, *Gallatin*, 235; Frank Ewing, *America's Forgotten Statesman: Albert Gallatin* (New York, 1959), 31.
- (10) Ferguson, *op. cit.*, 99.
- ペンシルヴェニア邦の批准会議における同邦西部の位置づけについては、Owen S. Ireland, *Religion, Ethnicity, and Politics: Ratifying the Constitution in Pennsylvania* (Philadelphia, 1996) を参照。ちなみに、フマイエット・カウンティからギャラティンとともに代表に選ばれたジョン・スマイリイは邦批准会議の代表でもあった。独立戦争前にアイルランドから移住してきたスマイリイは、一七七五年のカーペンターズ・ホール会議以来、ペンシルヴェニアのおもだった会議には参加して

- おり、後半生は、連邦下院議員を勤めた。Ferguson *op. cit.*, 43.
- (11) Henry Adams, ed., *Writings of Albert Gallatin* (1879; reprint, New York, 1960), 1: 1.
- (12) *Ibid.*
- (13) ハリスバーグ会議の最終的な決議については、John B. McMaster and Frederick D. Stone, *Pennsylvania and the Federal Constitution* (Philadelphia, 1888), 559-60.
- (14) Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 2.
- (15) *The Federalist*, 265. 邦訳『サ・フェデラリスト』一九六頁。
- (16) Ferguson, *op. cit.*, 101. なお、この共和派は、ペンシルヴェニアの邦政治において形成されていた党派であり、その多くは、連邦政治においてはフェデラリスツの構成員となった。註(8)も参照。
- (17) Max Farrand, ed., *The Records of the Federal Convention of 1787* (New Haven, 1966), 2: 88. キャラテインは、一七八九年にペンシルヴェニア邦議会が七六年邦憲法の改正を提案したとき次のように述べている。「政府の改変(邦憲法の改正—筆者註)はつねに危険であり、これまでいかなる立法者も、それほどまでに安易な手続きで、多数派に彼らが好きなきにその改変を行なう権限を与えようと考えたことはない。そのような見解がいったん認められれば、立法府のみならず、民意をより反映する議院の多数派が……まず最初に、新しい政府の確固たる基礎を固めるよりも人民にもういちど訴えることが可能になるであろうし、たえざる変改への扉を開き、国家の福祉に不可欠な安定を突き崩すであろう」。彼は、このように、立法権力と憲法制定権力とを区別している。第二回連邦会議の開催を構想するにあたっても、この区別が行なわれつたと考えられる。Albert Gallatin to Alexander Addison, October 7, 1789, GP.
- (18) Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 1; Farrand, *Records*, 2: 632.
- (19) Albert Gallatin, Notes for a speech to Harrisburg Convention, GP.
- (20) アンソニー・フェネラリスツの共和政観について See Cecelia Kenyon, ed., *The Antifederalists* (Indianapolis, 1966), xxxiv-xxxv, xxxix-lxi.
- (21) Albert Gallatin, Notes for a speech to Harrisburg Convention, GP.
- (22) Albert Gallatin, Notes for Speech, GP.

- (23) Robert Rutland, ed., *The Papers of George Mason* (Chapel Hill, 1970), 3: 1050.
- (24) *Ibid.*, 3: 991.
- (25) Albert Gallatin, *Notes for Speech*, GP.
- (26) *Ibid.*
- (27) *Ibid.*
- (28) 七六年憲法の改正については、一七八一年あたりから、とりわけ東部において主張されていた。しかし、同憲法では、監察院 Council of Censors の三分の二以上の多数の同意により憲法改正の発議ができると定められていたため、その実現が困難であった。八九年においても、共和派は憲法改正に必要な人数を満たしていなかったため、邦議会により憲法改正会議の招集を宣言したのである。もちろん、この手続きについては違憲であるとの反対論がでた。共和派は、「人間のもつ不可議の権利」、「共通の利益のための政府」という理念でその手続きの正統化を図っている。Ferguson, *op. cit.*, 101-102; なお、七六年憲法改正にいたるまでの憲法派と共和派との対立の政治史については、『五十嵐武士『アメリカの建国』(東京大学出版会、一九八四年)を参照。
- (29) Albert Gallatin to Charles Brown, March 1, 1838, Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 2: 523.
- (30) Ferguson, *op. cit.*, 103-104; *The Federal Gazette*, January 19, 1790, cited in Burrows, *Gallatin*, 261.
- (31) *Proceedings of the Convention*, 317-25, GP.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*, 346-7, 317-21, GP.
- 上院議員を直接選挙によって選出するという提案は、J・ウィルソンによってなされた。ギャラティンは覚え書きのなかで間接選挙に反対する旨を記している。邦憲法改正会議の小委員会では、下院の数を六〇一〇名のあいだで定めるという提案がなされていた。ギャラティンの上限二二〇名案は、五〇一二で否決されている。その後、彼は、上限一〇〇名にするという提案を行なっているが、これについては投票に付されなかった。Proceedings of the Convention, 155, 177-79, 317-21, GP.
- (34) Walters, *Gallatin*, 36.

- (35) *Proceedings Relative to the Conventions*, GP, 155.
 (36) *Ibid.*
 (37) Albert Gallatin to Alexander Addison, October 7, 1789, GP.
 (38) *Ibid.* キャラティンは、邦憲法改正会議においても、アディソンに宛てた書簡に記したのと同じ内容の発言を行なっている。
Proceedings of the Convention, 317-23, GP.
 (39) *Ibid.*
 (40) *Ibid.*

三 代表制論

ペンシルヴェニア西部では、一七九一年三月に連邦消費税法が制定されて以来、国内産の蒸留酒への課税にたいする反対闘争が起こっていた。大統領ワシントンは九四年、議会への年次教書で、この闘争を「反乱」とみなすとともに、フランス革命を契機にアメリカ各地に設立されていた民主主義・共和主義協会とのあいだに密接な関係があると断言している。⁽¹⁾ また、財務長官ハミルトンは、「反乱」の首謀者のひとりギャラティンであると確信していた。同時代のフェデラリスツの多くも、ジョン・アダムズ John Adams が「ペンシルヴェニアにおけるギャラティンの反乱のテロリズム」とよんだように、ハミルトンの確信を共有していた。⁽²⁾ 彼らのなかでは、「ウイスキー反乱」は設立後間もない連邦政府が直面した最初の危機として意識され、フェデラリスツが多数派を占める連邦議会は、九四年二月、被選挙権がな
 いことを理由にギャラティンの連邦上院議員としての資格を剝奪している。⁽³⁾ こうしてみると、ギャラティンは、連邦憲

法の制定者たちが封じ込めようとしていた「デモクラシーの行きすぎ」を煽動する政治家として連邦政治に登場したといえよう。

しかし、ギャラティンは、九四年になつて反消費税闘争が「ウイスキー反乱」とよばれるようになったとき、のちにその闘争への加担を「わたくしの唯一の政治的過失」と回想しているように、⁽⁴⁾ 激化する一方の闘争から距離をおき、むしろ、合法的な枠組みのなかで消費税問題を解決しようとして試みた。彼自身は、「デモクラシーの行きすぎ」を抑えるという観点から「ウイスキー反乱」に対応していたのである。

アレゲニー山脈以西の四つのカウンティでは、九一年七月に有志からなる最初の反消費税集会がワシントン・カウンティのブラウンスヴィルで開かれ、翌年の八月には各カウンティの代表からなるピッツバーグ会議が開催された。⁽⁵⁾

ギャラティンはいずれにも書記として参加している。ブラウンスヴィル集会では、消費税法を制定する連邦議会の権限を認めながらも同法が西部のカウンティにとつて過重負担を強いるようになることが説明されたのち、連邦議会にたいして西部住民の意思を伝える請願を行なうこと、その請願を起草するための会議をピッツバーグで開催し、その会議にむけて各カウンティが代表を選出すること、さらに、ペンシルヴェニア、ヴァージニア、およびケンタッキー各州の各カウンティにたいして、「共通の大義」のもとに集結するよう回状と一般声明を送ることなどを決議した。⁽⁶⁾ これらの決議案は穏健かつ合法的であつたが、ほどなく「激情的な性質をもつた」主張が行なわれるようになった。九一年九月七日には、西部のカウンティを代表していると称する有志が、「徴税吏の受け入れを認めるべきではない・・・もし人民のあいだに彼らの任務を拒否するだけの徳がみいだされるのならば、消費税法は実行されえないであろうし、それはあたかも存在しないかのごとくである」という声明を発表した。⁽⁷⁾ 翌年八月のピッツバーグ会議では、この声明を裏書きするかのようになつたような決議が採択された。「今後、われわれはそのような人びと（徴税吏―筆者註）をわれわれとの

友好に値しない輩であるとみなし、彼らとは交流も取引もせず、彼らにたいしてあらゆる支援を拒み・・・あらゆる場合において彼らに値する軽蔑をもって彼らに臨むであろう。また、ここに、全人民にむけて彼らにたいして同じような対応をとることが切に要請され⁽⁸⁾る。

ピッツバーグ会議を傍聴していたヒュー・ヘンリー・ブラッケンリッチ Hugh Henry Brackenridge が「武力を使う直前の段階」とよんだように、この会議の決議は、ワシントン政権には「非合法的な結社と手続き」と映った。また、ギヤラティンにとつても、それは、「法によつて承認されうる軽犯罪ではなく、抽象的な政治的徳という観点から非難されるべきもの」であつたとい⁽⁹⁾う。これ以降、彼は西部の急進派と一線を画し、闘争の抑制に務めるようになる。では、ギヤラティンはいかなる観点から消費税法を捉えていたのであろうか。

ギヤラティンが九二年のピッツバーグ会議のために用意した決議案は、実際に採択された決議よりもはるかに穏健な内容となつている。彼は、財産に応じた直接税と異なり、実際には蒸留業者に課税される消費税が、貧困層にとつて不平等な負担を強いると論じたあとで、西部が蒸留酒の製造を行なわざるをえない事情を説明している。

われわれの特殊な環境は、この課税をわれわれにとつてよりいっそう不平等かつ抑圧的にしている。常設の市場から隔絶し、行き来を困難かつほぼ不可能にしている山々によつて東部沿岸から孤立しているので、われわれは、農産物を穀物や粗挽き粉のまま売りに行けるような手段をもっていない。したがって、われわれは選択によつてではなく必然的に蒸留業者になつている。

さらに、彼によれば、「東部と異なり物々交換によつて取引が行なわれ」ている西部では、蒸留酒を製造して、それを

支払い手段として利用し、不足している通貨を補わざるをえない⁽¹⁰⁾。このように、ギャラティンは、当初、西部固有の経済環境の観点から課税問題として消費税法を捉えていた。

しかし九二年一二月にフィラデルフィアに赴いたギャラティンは、東部では消費税法について西部とは異なる見解が支配的であることに気づかされる。フィラデルフィアでは、「消費税法はいまやかなり支持されており」、「ピッツバーグでの決議の乱暴さは・・・非難されていた」。これにたいし、彼は、「決議にはなんら非合法なもの含まれていない」と確信しながらも、それが「あまりにも乱暴で、まぎれもなく無分別であり」、「州全体の一般的利益を損なっている」と認めている。また、彼は、徴税吏について次のようにのべている。「わたくしは、住民が徴税吏をなにか侮辱するとうようなそれ以上われわれの大義やさらには州全体にとつての自由の大義に有害なものありえない感情に支配されないことを望んでいます⁽¹¹⁾」。もちろん、このような発言はギャラティンの変節を示しているのではない。ピッツバーグ会議の決議は彼が考えていたのよりも急進的であつた。「消費税法の廃止」を「分別をもつて」達成するためには広く世論の支持を得ることが不可欠であらう。合法的な反消費税運動は西部の利益をこえた視点を要請する。ギャラティンは、東部の見解に接して、その視点の必要性を確信したといえよう。

ギャラティンの認識にもかかわらず、また、ピッツバーグ決議を戒める大統領布告が出されたにもかかわらず（一七九二年九月一五日）、西部での反消費税闘争は終息せず、むしろ、徴税吏宅への襲撃など実力行使へと激化したため、ついに、九四年九月に一万三〇〇〇人の治安部隊が出動するにいたつた⁽¹³⁾。

ギャラティンは、事態の收拾を意図して、ペンシルヴェニア州知事トマス・ミフリン Thomas Mifflin に西部における闘争についての実情を説明し理解を求めつつ、他方では、西部住民にたいして実力行使の抑制を訴える決議文を作成している⁽¹⁴⁾。消費税闘争を合法性の観点から捉えていた彼は、それが合法性の枠をこえたとき、視点を課税の是非から代

表制へと移していく。

西部のカウンティは、独立革命の論理にしたがつて闘争を行ない、それを正統化していた。実力行使も植民地社会では伝統的に認められていた抵抗の手段であった。したがって、ギャラティンにとって、西部の住民に合法的な運動を要請するには、彼らの実力行使と反英抗争時のそれとが異なっていることを説明しなければならぬ。その点を意識して彼は次のように論じる。

力によって抑圧に抵抗することは、いかなる合法的かつ合憲的な救済策も人民の手に残されておらず、抑圧から生じる弊害が限界をこえ、抵抗によってもたらされる弊害をはるかに凌ぐ場合にのみ、合法的である。その例は、革命のはじめの段階でアメリカ人がイギリスにたいして武器をとったときである。⁽¹⁵⁾

では、西部のカウンティはかつてのアメリカと同じ環境におかれているのか。アメリカ植民地が実力行使に訴えたのは、イギリス議会に代表を實際に送つていなかったことにもよる。これにたいし、西部の住民は、「彼らが不満をもつている法律を制定した議会に十分な数の代表を有していた。また、今後、その議会に西部の人口にたいして認められる割合の代表を選出する権利を剝奪されてはいない」⁽¹⁶⁾。連邦憲法は人口三万人につきひとりの連邦下院議員を選出するよう規定しており、移住者の波が押し寄せていた西部の代表が連邦議会で占める割合は今後増えていく。西部の意思は代表制を通じて反映されるのである。ギャラティンは、「共和政体のもとで存在するあらゆる救済方法はあなたगत(西部の住民——筆者注)に開かれている」⁽¹⁷⁾とのべる。

このように、ギャラティンによれば、連邦レベルにおいて形式的には代表制は機能している。しかし、形式的に代表

を選出する保障されていることと実際に西部の利害が代表されていることは同じではない。代表制が多数決を決定方法とするかぎり、つねに多数派と少数派が生じる。そして、実力行使は、「代理＝反映」(representation) ⁽¹⁸⁾ されていない少数派の意思を再度表現 (re-presentation) しようという直接民主政的な手段である。したがって、代表制を少数派にたいして正統化するには、実力行使の枠づけが必要となろう。ギャラティンは、この点にかんして、「諸君の側(西部の住民)の暴力や抵抗は、合衆国の人民の多数派を覆し、そして、実際には抑圧しようとする少数派の試みにほかならないであろう」と論じつつも、「多数派の側の耐えがたい抑圧が少数派の側の抵抗や連邦からの離脱を正当化しうる場合があると仮定して、現在の西部の状態はそれにあてはまるだろうか」と実力行使が認められうる可能性について言及している。⁽¹⁹⁾ ただし、その可能性は先験的に承認されるのではない。彼は、消費税法からもたらされる弊害とそれへの反対からもたらされる弊害とに言及しているように、実力行使の是非を原理的にはなく、比較考量の観点から考察する。ギャラティンによれば、もし、「消費税がより包括的な課税体系の一部で、しかも、そのほかのさまざまな物品に計画的に拡大されることを示す予兆である」のならば、「抵抗は正当化」⁽²⁰⁾ されるが、実際には、「ウイスキー一ガロンにつき七セントを支払う」ことが意図されているだけである。明らかにここでは、植民地時代の課税と消費税とが対比されている。反英抗争においては、政府による抑圧がアメリカ全土に及んでおり、しかも救済の手段は残されていない。それゆえ、実力行使は超法規的措置であり、植民地人のあいだではそれは正統性をもつ。それにたいし、消費税法の場合、合法的な請願によってワシントン政権が同法の一部改正を行なった例に示されるとおり、⁽²¹⁾ 救済の方法は残されており、西部の負担は受忍しうる限度であり、したがって、西部の実力行使は非合法であり、正統性をもたない。

加えて、多数の支持を得られない実力行使が許されるならば、それは党派対立をこえて、「アナキー」をもたらし、ひいては、「連邦の消滅」⁽²²⁾ を導く。ギャラティンは、「政府の存続は、法律を執行できるかどうかにかかっている」との

べる。にもかかわらず、「消費税法がわれわれの氣に入らず、別の法が同様にほかの地域で嫌悪され、また別の法がまた別の地域で疎まれるというように、合衆国のあらゆる場所で人びとが忌み嫌うものに反対する権利を主張するならば、いかなる法律も遵守されな(23)いであろう」。このように、ギャラティンは、法律への異議申し立てを実力行使(デファクトなデモクラシー)と切り離し、代表制の安定化を図ろうとした。連邦憲法では、そもそも直接民主政の代替機構として設けられた代表制は、直接民主政との接点を希薄化させられ、連邦という広い政治社会を維持するための装置として提示された。ウイスキー反乱では、課税への反乱という独立革命の理念を掲げた西部と「より完全なユニオン」という独立革命の理念に邁進するハミルトンに指導された連邦政府とが対峙した。いずれも革命の理念によって正統化を図る。もとより、あらゆる革命はそれをうみだした、あるいは、そこから生まれた複数の正統な理念に突き動かされて既存の秩序を解体させつつ、新たな制度のもとにそれらの理念の合法化を図る。しかし、正統とみなされていたすべての理念が合法化されるのではない。ふたつの理念の対立のなかで、連邦を与件としていたギャラティンもまた、革命のもうひとつの伝統を封じ込めようとしたのである。後年、ギャラティンは革命の制度化について次のように述べている。イギリスへの「人間の権利」の主張によって「イギリスとアメリカとが一体となっていた共通の政府が解体」して以降、「その権利にともなう基本的な諸原則はアメリカのすべての憲法のなかに認知されてきている・・・われわれの国内の諸制度のいかなる改変も修正も・・・暴力に訴えることなく、実力行使に及ぶことなく、現行の法律や憲法に規定されている諸形式につねにしたがって行なわれてきている」(24)。合法性は州政府もしくは連邦政府によって独占される。ウイスキー反乱は正統性と合法性との対立であったとみることもできるであろう。ギャラティンは、連邦政府と合法性の側面に立っていた。この反乱を契機に、彼において連邦という視点が強化されていく。ただし、それをデモクラシーからナシヨナリズムへの機会主義的な立場の移行と考えるはならない。ギャラティンのデモクラシー観には、代表制を地域主

義的な直接民主政から遠ざけ、むしろナショナルな政治機構として捉える要因が含まれていたのである。この点をさらに明らかにするために、制度論からはなれて、共和政における政治のあり方という観点から彼の代表観を検討しなければならぬ。

- (1) John C. Fitzpatrick, ed. *The Writings of George Washington* (Washington, 1931-1944), 34: 29.
- (2) Lester J. Cappan, ed. *The Adams-Jefferson Letters*, 2 vols. (Chapel Hill, 1959), 2: 346-8.
- (3) キャラティンは合衆国市民になってから九年に満たない時点で連邦上院議員に選ばれており、これが「九年以上アメリカ合衆国市民であった者」という憲法の規定に抵触しているというのが資格剝奪の理由であった。しかし、この資格剝奪の背景には、フランス革命の影響がアメリカにもおよんでいるなかで、ギャラティンがジュネーヴ生まれでフランス語を母語としていたこと、彼がハミルトンの公債償還政策にたいするもつとも強力な反論を展開していたこととならんで、彼がウイスキー反乱の首謀者であると考えられていたという事情があったと考えられる。Walters, *Gallatin*, 59-63. 外国生まれと西部辺境の反消費税運動との関係については、Thomas P. Slaughter, *Whiskey Rebellion: Frontier Epilogue to the American Revolution* (New York, 1986), 134-5 を参照。
- 「ウイスキー反乱」については古典的な研究として、Leland D. Baldwin, *Whiskey Rebels: The Story of A Frontier Uprising* (Pittsburgh, 1939) があるが、Slaughter, *op. cit.* が新たに、ウイスキー反乱を思想的、歴史的文脈のなかで再解釈している。そこでは、ウイスキー反乱は革命史の一部として位置づけられている。同時代人の「ウイスキー反乱」にたいする見解については、Steven R. Boyd, ed., *The Whiskey Rebellion: Past and Present Perspectives* (Westport, 1985) を参照。
- 「ウイスキー反乱」にかんする邦語文献としては、林義勝「ウイスキー反乱とワシントン政権——ベンシルヴェニア西部農民の蒸留酒課税反対闘争——」『駿台史学』第八一号（一九九一年二月）一—三九頁。
- (4) Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 3: 6, 7.
- (5) Baldwin, *op. cit.*, 76-86. 当時ピッツバーグに住んでいたヒュー・ヘンリー・ブラッケンリッチと自らも集会や会議に参加したウィリアム・フィンドレイは、ともに「ウイスキー反乱」史を著している。Hugh Henry Brackenridge, *Incidents of the*

Insurrection (Philadelphia, 1796); William Findley, *History of the Insurrection in the Four Western Counties of Pennsylvania in the Year MDCCXCIV With a Recital of the Circumstances Specially Connected There with and an Historical Review of the Previous Situation of the Country by William Findley, Member of the House of Representatives of the United States* (Philadelphia, 1796). なお、これらふたつの「反乱史」の抜粋が Boyd, *op. cit.* で利用できる。

- (6) Brackenridge, *Incidents of the Insurrection*, excerpted in Boyd, *op. cit.*, 67-8.
- (7) Cited in Baldwin, *op. cit.*, 79.
- (8) Cited in Baldwin, *op. cit.*, 86. と同じく、西部のカウンティが消費税に反対して採択した決議および闘争の論理は、反英抗争時の議論を援用している。革命の理念は連邦憲法制定後もなお論争的であった。
- (9) Brackenridge, *Incidents of the Insurrection*, in Boyd, *op. cit.*, 70; Baldwin, *op. cit.*, 86.
- (10) Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 3, 4.
- (11) Albert Gallatin to Thomas Clare, December 18, 1792, Henry Adams, *Life of Gallatin*, 93; Albert Gallatin to Jean Badollet, December 18, 1792, *ibid.*, 94.
- (12) Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 4.
- (13) 大統領布告が出された経緯については、Slaughter, *op. cit.*, chap. 7. 軍隊の出動の経緯についても同じ。西部のカウンティでの闘争の経緯については、ブラッケンリッジもファイントレイもそれぞれの著作のなかで詳しく記しているが、ギャラティンがペンシルヴェニア州知事トマス・ミフリンに宛てた書簡もそれについて記している。彼ら三人のあいだには見解の相違はないといえる。Brackenridge, *Incidents of the Insurrection*; Findley, *History of the Insurrection*; Albert Gallatin to Thomas Mifflin, September 17; 1794, Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 9-12.
- (14) *Ibid.*; Declaration of the Committees of Fayette County, September, 1794, Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 4-9.
- (15) Declaration of the Committees..., Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 6.
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*
- (18) もちろん、実力行使だけが直接民主政的な手段ではない。請願もまた少数派の意思を表現するための伝統的な方法であ

った。しかし、実力行使が代表制よりも直接民主政的な契機を優先させるのにたいし、請願は直接民主政を代表制のもとにおこうという試みである。ギャラティンは後者を選択する。

(19) Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 5.

(20) *Ibid.*, 1: 6-7.

(21) 西部のカウンティの消費税法にたいする不満は、生活必需品に課税されることのほかに、同法に違反した場合の裁判が、彼らの居住地から遠く離れた連邦裁判所で行なわれるという点にもあった。ワシントン政権は、この点について、居住地に近い州裁判所で裁判を行なうことを認めた。 *Ibid.*, 1: 7.

(22) *Ibid.*

(23) *Ibid.*

(24) "Inaugural Address of the Hon. Albert Gallatin," *New York Historical Society, Proceedings for the Year 1843* (New York, 1844), 4, 5.

四 「中間の人びと」

代表制をめぐるこれまでの議論から、ギャラティンが代理的代表として行動しなかつたことは容易に推察されよう。

実際、彼は、ペンシルヴァニアの州議会議員を務めていたとき、彼の友人たちが不満をもつほど、選挙区の地方政治に関心を示さなかつたし、議会閉会中も選挙区にながく留まることがなかつた。また、連邦下院議員になつてからも、地元の新聞は、ギャラティンが有権者とともに過ごす時間があまりにも短すぎるので彼らを正しく代表できないと批判している。⁽¹⁾ たとえば、ジェイ条約の批准をめぐつて、辺境にある彼の選挙区の住民は、インディアン問題を解決する条項

を含んでいる同条約を支持したのにたいして、ギャラティンは西インド諸島との貿易をめぐる条項がアメリカの国益を損なっているとして反対した⁽²⁾。また、ギャラティンは、州議会においても連邦議会においても、新人議員であるにもかかわらず経済問題の専門家として議事を先導した。ペンシルヴァニア州議会は、彼をロバート・モリスの後継者として迎え入れたし、連邦議会の共和派は彼を財務長官ハミルトンの財政論を論駁しうる理論派とみなした⁽³⁾。このような活動により形成される人的交流も、ギャラティンに地域利害にとらわれない視点を提供したといえよう。

にもかかわらず、ギャラティンは、みずからをデモクラットと名乗っている。彼にとつて、共和主義とはデモクラシーを意味する。ジュネーヴにおいてイギリスの国制の賛美者であった「代表派」は、アメリカにおいて、「人民」との距離を縮めていくギャラティンを「自由の真の友」を裏切った人間として公然と非難した⁽⁴⁾。

アメリカの辺境の住民が、階級社会であったヨーロッパの下層階級とくらべるとき、相対的に、経済的に零落していない自由民であったし、ギャランティがそのようにみなしていたことはすでにのべたとおりである。したがって、「代表派」が論じたように、彼が「人民」への警戒感をジュネーヴにいたときほど抱かなかつたのはたしかであろう。その意味では、ジュネーヴの視点からみるならば、ギャラティンはフランスの国民公会のように人民の意思を体現する代表制に加担しているようにみえたのであろう。しかし、他方、ギャラティンがウイスキー反乱を人民主権の行使とみなしていなかったことを考えれば、彼が、平時における代表制 (representation) の機能を住民の直接参加の再現 (re-presentation) として捉えていなかったのは明らかである。では、州議会議員・連邦下院議員ギャラティンは、どのような意味において「デモクラット」たりえたのだらうか。

政治社会の構成員の参加によって共和政が実現されると考えるのならば、それは直接民主政にはかならない。トマス・ペイン Thomas Paine が『コモン・センス』のなかで論じた共和政論である。他方、政治に参加する資格として政治的

徳 (public virtue) が必要とされるのならば、共和政は直接民主政とはむしろ対立する貴族政に近くなるだろう。『ザ・フェデラリスト』第一〇篇において、マディソンは少数の有徳者を直接民主政に対置される共和政の担い手として論じている。彼は代表制を機能的に捉えているものの、「代表にふさわしい人格をそなえた人」が選択に先立って存在していることを想定している。⁽⁵⁾ ジェファソンにいわせれば、そのような人びとこそが自然的貴族である。プランター支配が独立革命によって崩れなかったヴァージニアをはじめとする南部諸州においては、大土地所有者がほぼ自然的貴族とみなされたといえよう。

ギャラティンもまた自然的貴族の存在を認めている。しかし、ペンシルヴァニアの西部辺境に移住した彼は、まわりに自然的貴族を構成する階層をみいだすことはできなかった。いや、むしろ、ギャラティンの場合、そのような階層を避けてそこに定住したといえるであろう。彼は「新ジュネーヴ」の建設地を求めて立ち寄ったニューヨーク州のキャッツキルから妻に宛てた手紙のなかで次のようにのべている。

この州 (ニューヨーク州―筆者註) を知れば知るほど、ぼくはペンシルヴェニアがすきになってしまふ。それは偏見かもしれないし、習性になったからかもしれない。きみならなにかお気に入りの理由をみつかるだろうか。しかし、ぼくたちが住んでいる西部のカウンティには、ぼくの幸せを確実に増すなにか、ここにはみつかることのできないなにかがあるんだ。ここでぼくを不愉快にさせているものうちでまず挙げられるのは、血縁の影響力 (family influence) だろう。ペンシルヴェニアにはリヴィングストン家もレンセラー家もない。フィラデルフィアの郊外からオハイオ河沿岸にいたるまで、ぼくは大きな影響力をもっている一族があるのをしらない。財産が平等に配分されているからだれでも独立しているし、だれもがじつにまったく平等だ。⁽⁶⁾

リヴィングストン家やレンセラー家は、ニューヨークがオランダ植民地だったころからの大土地所有者 (manor) の一族である。両家に代表される名門眷属は、姻戚関係の網の目を相互に張り巡らせて植民地時代のニューヨークの支配層を形成していたし、独立後の州政治においても影響力を失ってはいなかった。⁽⁷⁾しかし、経済的な機会の均等という観点からペンシルヴェニア西部辺境に定住したギャラティンが、平等の実現を阻害するこれらの「アリストクラット」とよばれていた大土地所有者たちが自然的貴族として代表たる資格を独占することを認めていたとは考えにくい。経済的な機会均等は政治的な機会均等と結びついていなければならない。その点で、彼の共和政論は、実際には土地所有 (大土地所有) を政治的徳 (代表者たる資格) の条件としていたジェファソンやマディソンの共和政論とは異なる。ギャラティンにとって、彼自身の経歴が示しているように、自然的貴族は代表制に先立って存在するのではなく、代表制によって創りだされる。

アメリカにおいては植民地時代以来、政治参加の資格は財産の所有 (および家柄、教育、縁故。これらはいずれも財産と密接に関連している) と結びつけて考えられ、有権者資格は徐々に拡大しつつも、実際に政治を行なうのは財産および教育、縁故などによって選別されるジェントリーとよばれる社会階層であった。⁽⁸⁾これにたいし、ギャラティンは、社会・経済的境遇と政治的徳とを切り離すことによって共和政から貴族政的要素を取り去り、ジェントリー支配以外の政体の可能性を模索していたといえよう。しかし、その政体は、マディソンが一七八〇年代の州政治についてのべたような私的な利益と公的な利益との区別を欠いた欲望自然主義ではないし、徳を欠く多数者の専政でもない。ギャラティンは、徳の所有者を先験的には認めなかつたが、自然的貴族を認めたことでもわかるように徳の存在それ自体を否定してはいない。彼にとって、公共の利益を判断する政治的徳は、代表制という機能によって育成される。

マディソンが、有徳な少数者を多数者から選別する過程として代表制を捉えていたとすれば、ギャラティンは、有徳

な少数者を創りだす過程として代表制を理解していたといえるであろう。前者にとって政治の世界に入ることはジェントリーとしての義務であったが、後者にとつてはビジネスこそが優先させられるべき活動であった。ギャラティンにとつてのアメリカとはなによりも経済的機会を獲得すべき場所である。しかし、議員になって私的活動に時間を割けないことにたびたび不満を漏らしていたことからわかるように、彼にとつて政治という公的業務は、ひとたびそれに従事したら公的利益の実現に向けて邁進すべき活動領域となる。州議会議員となつた彼は友人たちに宛てて次のように書き送っている。

ぼくは自分に任された土地投機やその他のビジネスにほとんど没頭できないでいる。というのも、きみが容易に想像できるように、ぼくはぼくの気持ちにまったく逆らつて、州の下院や議会の委員会での活動にかなりの労力を割くように強いられているからなんだ。

この四年間、わたしはわたしがやりたいことから大きくかけ離れている生活を送っています。人生のあらゆる楽しみや、人生を楽しむに値するものにするあらゆる対象や、そして、もちろん、あらゆる女性のいずれにたいしても無関心になり、私事にかんしては無気力このうえなく、政治にかんしてのみ敏感になり（というのも、活発な精神がなんらかのかたちで奮闘しているにちがひありませんから）、わたしは、自分のビジネスや財産についてまったくいつてよいほどぞんざいになっています。・・・もちろん、わたしは、公的人間としてはもつとも活力ある生活を、一個人としてはもつとも怠惰な生活を送っているのです。

もちろん、公的業務に従事することと公的な利益を実現することとは同じではない。実際、連邦議員時代のギャラティンは、財政通であったため、ハミルトンの財政政策を批判するという今日からみれば党派的な観点からその能力を重用されたという側面はある。しかし、フェデラリスツのみならず野党勢力である共和派も党派政治（党派性）の正統性を否定していたし、ギャラティン自身はみずからが党派政治に巻き込まれていることに「罪悪感」をもっていた。⁽¹⁰⁾「わたしは、どれほど有益であろうとも地域的観点もしくは利害関係者の観点からすれば反対される方策を政党の助けなしに実行することは困難であることを、悲しむべき経験から痛いほどよく知っています」⁽¹¹⁾とのべているように、彼にとつて、党派政治は公的領域において無定見な私益の跋扈することよりもまじな必要悪であった。このような公益と私益の峻別は、ウィリアム・クーパー William Cooper の政治観とくらべてみるとき、その特質が際だつ。

小説家ウィリアム・フェニモア・クーパー William Fenimore Cooper の父親であるウィリアム・クーパーは、ギャラティンと同じように、土地投機をはじめとするビジネスの機会を求めてニューヨーク州の西部辺境であったオツエゴ湖 (Osego) 地方に定住していた。⁽¹²⁾彼は、連邦憲法制定後の州政治において、みずからの社会的地位を上昇させるとともに経済的機会を満足させようとして、フェデラリスツと州知事ジョージ・クリントンの陣営とのあいだを機会主義的に行き来した。また、彼は、連邦下院議員選挙に際して、土地を市場価格以下で売却することによって支持者の獲得に務めた。⁽¹³⁾クーパー（父）においては、ビジネスと政治は密接に結びついているし、私益は公的領域に入り込んでいる。私財の一部を投じての大盤振舞はジェントリー支配を安定・継続させる行動様式であった。クーパー（父）の場合、そのやり方を模倣しつつも、公私を峻別すべきであるという共和主義的言説への囚われがない点でジェントリーとは思考様式が異なっている。⁽¹⁴⁾反英抗争以降、ジェントリー支配を支えていた社会・経済的構造は解体しつつあり、彼らの主張する共和主義的言説は、実際には恩寵・庇護というかたちで行なわれている公私の混合との矛盾をしばしば指摘されてい

た。ジェントリーの行動様式はそれ自体、利益誘導的な政治をうみだす危険性をもっていたのである。クーバー（父）はそのような政治の定着に加担する行動をとっていたといえよう。

これにたいし、ギャラティンは、思考様式においてジェントリーと共有する部分をもちつつも、行動様式においてその範型からはずれている。意識的にしろ無意識的にしろ、それはジェントリー支配と同義であった共和政の擁護となる。彼は、地方政治に関心をもたなかっただけでなく選挙運動すら行なわなかった。一七九二年に連邦上院議員に選出されたとき、ギャラティンは、「わたしは選ばれるためにいかなる術策もちいなかった」とのべている。九〇年代の党派政治の進行にもかかわらず、彼は選挙時において友人や支持者の要求を受け入れなかったし、米仏関係の悪化とフェデリリスツと共和派の対立とが絡み合うなかで行なわれた九八年の選挙においてすら、彼は中傷合戦の渦中でニュージュネーヴにおいて休暇をとっていた⁽¹⁵⁾。選挙にたいするこのような態度は、ギャラティンが代表制を利益の表出機能としてではなく公益実現の装置として捉えていたためであった。社会・経済的境遇を政治にもちこまない、あるいは政治によってその改善を図らないならば、「政治によって生きる (live by politics)」代表の誕生が可能になるであろう。共和主義的言説では密接に結びつけられていた社会・経済的環境と政治的徳との関係は、ここに断ち切られ、徳は公的問題への専心によって育成・維持されると考えられる。

公的問題への専心は、ギャラティン独自の思考様式と親和性をもつ。彼は、議員としてのみずからの能力について次のようにのべている。

わたしは雄弁ではなく、しかも、きわめてひどい発音で外国語を話すという大きな障害を乗り越えなくてはならなかった。わたしは、労力のかかる調査、分析の習慣、議題についての申し分のない知識とより広範囲にわたる一般

的な情報・・・それに加えて敏速な理解力と健全な判断力において秀でていた。⁽¹⁶⁾

共和派の同僚がギャラティンに期待し、フェデラリスツが彼を恐れたのは、まさしくこのような能力であった。彼が、「私的利益もしくは情念によってまったく盲目になった」議員たちの党派性を批判するとき、その能力はマディソンが代表に期待した精神と一致しているようにみえる。しかし、ギャラティンの場合、共通善の実現をめざして議論を行なうというよりも、議論の仕方それ自体が公的問題への専心につながっていた。それは、二〇世紀の社会科学において自然科学的な考察方法のなかに無私性・公共性が読み込まれたのと似ている。コントの科学主義の影響力が強かった時期にギャラティンの著作集を編んだヘンリー・アダムズは、同時期に著した伝記のなかで次のようにのべている。⁽¹⁸⁾

・・・彼の精神は本質的には科学的であり、政治的ではなかった。ギャラティン氏はつねに情緒にまったくとらわれずに思考する傾向があった。彼は、政治的争点のもつ対立する諸側面を比較考量せずにはいられなかった。幸いにも、両党派が問題となつてゐるのは原理であると信じているときに、つまり、デモクラシーの進歩を妨げようとしている人びとと促進しようとしている人びととの闘争が双方の側に自分たちの行動の必然性について疑問を差し挟む余地をほとんど与えていない時期に、彼は公的世界に入りこんだ。⁽¹⁹⁾

ジョン・アダムズやジョン・テイラー John Taylor にみられるように、共和主義的思考様式はドクマティックになる危険性を秘めている。これにたいし、ギャラティンは、教義的ならわれから免れて、いいかえれば、実証主義的な思考方法によって、事物を考察した。⁽²⁰⁾ それは、相対的にいえば、党派的事であることもしくは私的利益を追求することから彼

を自由にしたといえるであろう。

このような代表制観は、利益多元主義になっていないという点において共和主義的であり、代表に必要な政治的徳をジェントリー層の排他的属性とみなさない点においてデモクラシーでありえた。議論という手続きによって公益を見いだしていくという手法にギャラティンは共和政²¹デモクラシーの未来をみていた。それはマディソンが期待していた共和政像でもある。マディソンは、後年、多元主義的政治学が作り上げたような利益多元主義者ではない。彼は、多元的な利益が相殺して公益が得られるとは論じていない。⁽²¹⁾「世論が、選ばれた一団の市民たちの手を経ることによって洗練され、かつその視野が広げられる」とのべているように、マディソンにとって、多元的な利益は公益を導く議論を展開するための前提条件であった。恐れられているのは、理性的な議論を不可能にする「共通の感情あるいは利益」が社会全体を支配することである。だが、マディソンは、選出された自然的貴族たちがつねに公益の実現をめざすとは考えていなかった。彼は一方では多数者の専政を避けようとしたが、他方では、「少数者に依存する政府は貴族政であり共和政ではない」とのべている。少数の代表の意思決定は最終的には民意を反映させなければならない。マディソンの代表制論は共和政とデモクラシーとの緊張を孕んでいた。⁽²²⁾しかも、彼は、「正義こそ政府の目的である。政治社会の目的である」とのべているように、政治と倫理とを結びつけていた。正義の実現は、とりわけ連邦下院が「直接人民に依存し、人民と密接な共感をもつ」ことよって達成される。⁽²³⁾したがって、彼にとつて、民意の調達は倫理的価値をもち、利益の多元化が進行しようとも社会は政治から切り離された領域としてではなく政治社会として捉えられる。

これにたいし、ギャラティンには、彼がいわば不在代表であり選挙に関心を寄せていなかったことに示されるように、少なくともみずからが公益とみなした決定が有権者の意向に反しているかもしれないという危惧はみられない。独立後のアメリカ社会においてジェントリー支配が崩れつつあったなかで、ギャラティンの有権者への無関心ぶりはいささか

奇異にみえる。彼は、少数者の支配を危惧するマディソンにたいしてどのように答えるのだろうか。

ジェントリー支配の継続を望む側もその打破を企てる側も階層差が存在することを前提にして代表制を捉えていたの
にたいし、ヨーロッパから移住してきたギヤラティンの眼には、アメリカは階級対立のない社会として映っていた。彼
は、フランス革命で生まれたジャコパン的デモクラシーがアメリカにも波及するのではないかと恐れる連邦議会の同僚
たちのまえで次のようにのべている。

・ ・ ・ 生計の糧がなんなく手に入り、ヨーロッパにみられるような群衆を構成する危険な階級が存在せず、圧政が
これまでのところ実際には行なわれていない国では、これらの恩恵を得ている一般民衆は革命を起こそうという人
びとではありません。⁽²⁴⁾

アメリカ社会は、ギヤラティンが入植・定住したペンシルヴァニア西部辺境のごとく理解される。それは、独立自営農
民からなる農本主義的な社会ではなく、ビジネスでの成功を求める起業家的精神をもつ「中間の人びと (middle men)」
から構成される資本主義的な社会である。⁽²⁵⁾ ギヤラティンは、公的活動に拘束されていなければ、このような社会の一員
として活動をつづけていたであろう。その指向性が、一方では、彼に私的考慮が公的な判断に反映することを避けさせ
ながらも、他方では、みずからの判断が「中間の人びと」の利害と反するという意識をもちにくくさせていたのではな
いだろうか。しかも、政治が経済活動との関係で理解されているため、政治参加それ自体のもつ倫理的価値よりも、政
策が経済活動におよぼす結果が重視される。「中間の人びと」は公共性を共有する古典的な市民ではなく、政府の政策
の受益者であった。したがって、代表が中間層の利益を損なわないかぎり、代表はその正統性を維持しうるし、西部辺

境のみならずアメリカ大に遍在する「中間の人びと」は、経済的な自己実現・自己拡大を通して、連邦共和政を支える基盤となるであろう。

このように、「中間の人」としてのギャラティンの自己規定は、西部代表でありながら、ナショナルな視点を彼に獲得させた。もちろん、彼の代表制観は、アメリカ社会における民主化 democratization の進行のみならず、「より完全なユニオン」という所与の課題への対応策であったということもできる。ギャラティンにみられるナショナルな視点が、すべて彼の代表制観から説明できるわけではない。にもかかわらず、彼において、西部での生活およびその環境がその視点を胚胎させたということはいえるであろう。

では、代表制論を通してみてきたギャラティンのデモクラシー観は、同時代的にどのように位置づけることができるのだろうか。この問いに答えるために、第二次ジェファソン政権のときに彼が提案した内陸開発案をとりあげる。というのは、そこには、デモクラシーに基礎づけられたギャラティンの連邦共和政像がもつとも具体的にあらわれていると同時に、民主化が進行している一九世紀前半のアメリカにおける彼の連邦共和政構想の限界が示されたからである。

(1) Burrows, *Gallatin*, 282-4. 対仏関係の悪化がフェデラリスツと共和派の対立を激化させたとき、ピッツバーグのある新聞はギャラティンについて次のような批判を行なっている。「この選挙区の分別のある思慮深い人びとの大多数は、いまや、ギャラティン氏を辞めさせるべきときであると確信している。まことに、多くの人びとが氏を選ぶのは誤っていると考えつづけてきた。氏は選挙区に住んでいないし、そもそもこの州に住んでいるといわれることすらほとんどない。ギャラティン氏は一年のうちこの時期にほんの数週間やつてきて滞在するだけである。ダライラマや東方の君主のように、氏は臣民の目からみずからを隠すことによって尊敬を勝ち得ているのである」。Pittsburgh Gazette, September 29, 1728, cited in

Burrows, *Gallatin*, 284.

- (2) Walters, *Gallatin*, 99; Albert Gallatin to Hannah Gallatin, June 29, 1795, Henry Adams, *Life of Gallatin*, 151.
- (3) Walters, *Gallatin*, 40, 88.
- (4) Burrows, *Gallatin*, 301-2.
- (5) *The Federalist*, 127. 邦訳『サ・フェデラリスト』四八頁。
- (6) Albert Gallatin to Hannah Gallatin, April 22, 1795, Henry Adams, *Life of Gallatin*, 146.
- (7) 大土地所有者 (manor) の実態については、see Sung Bok Kim, *Landlord and Tenant in Colonial New York: Manorial Society, 1664-1775* (Chapel Hill, 1978). 一八世紀後半のニューヨークの政治における彼らの位置については、see Alfred F. Young, *The Democratic Republicans of New York: The Origin, 1763-1797* (Chapel Hill, 1967).
- (8) See Gordon Wood, *The Radicalism of American Revolution* (New York, 1993).
- (9) Albert Gallatin to Thomas Clare, March 9, 1793, GP; Albert Gallatin to Hanna Nicholson, July 25, 1793, GP.
- (10) 党派政治については、Richard Hofstadter, *The Idea of a Party System: The Rise of Legitimate Opposition in the United States, 1780-1840* (Berkeley, 1969). キャラタインの党派政治にたいする「罪悪感」については、Burrows, *Gallatin*, 298.
- (11) Albert Gallatin to Robert Walsh, Jr., April 27, 1830: GP.
- (12) クーパーに欠くする記述は以下の文献に負っている。Alan Taylor, *William Cooper's Town: Power and Persuasion on the Frontier of the Early American Republic* (New York, 1995).
- (13) *Ibid.*, 159-69, 234.
- (14) このようなシエントリーの思考・行動様式と共和主義およびデモクラシーとの関係については、Gordon Wood, "Interest and Disinterestedness in the Making of the Constitution," in *Beyond Confederation: Origins of the Constitution and American National Identity*, eds., Richard Beeman, Stephan Botein, and Edward C. Carter II (Chapel Hill, 1987), 69-109. 邦訳「徳の喪失と利益の隆盛」小川晃一・片山厚編『アメリカ憲法の神話と現実』(木鐸社、一九八九年)所収、三三二―三〇七頁。
- (15) Albert Gallatin to Hannah Gallatin, December 15, 1793, GP. 選挙時におけるキャラタインの態度については、Henry Adams, *Life of Gallatin*, 210; Walters, *Gallatin*, 114; Burrows, *Gallatin*, 285.
- (16) Albert Gallatin's memoranda on the subject of his Congressional service, cited in Henry Adams, *Life of Gallatin*, 156.

- (17) Albert Gallatin to Hannah Gallatin, December 15, 1793, GP.
- (18) コントがヘンリー・アダムズに与えた影響については、Ernest Samuels, *Henry Adams* (Cambridge, 1989), 61-2.
- (19) Henry Adams, *Life of Gallatin*, 154-5.
- (20) ちなみに、ギヤラティンの実証主義的精神は、政治の世界からの引退後、アメリカインディアン研究に向けられた。一八四二年、彼は、創設されたアメリカ文化人類学協会の初代会長に選ばれている。Walters, *Gallatin*, 352-3.
- (21) マテイソンは、ロバート・タールをはじめとする多元主義的政治学者やアメリカ史研究者によって、利益多元主義の先駆者であると理解されてきた。ランス・バニングは、この通説を説得的に反駁している。Lance Banning, *The Sacred Fire of Liberty: James Madison and the Founding of the Federal Republic* (Ithaca, 1995), 196-233.
- (22) *The Federalist*, 127, 126. 邦訳『サ・フェデラリスト』四七頁。マテイソンの共和政とデモクラシーとの関係については、Banning, *op. cit.*; Drew McCoy, *The Last of the Fathers: James Madison and the Republican Legacy* (New York, 1989), 249.
- (23) *The Federalist*, 322, 323-4. 邦訳『サ・フェデラリスト』一五六頁、一五八頁。
- (24) *Annals of Congress*, 5th Congress, 2nd session, 1139; Burrows, *Gallatin*, 305.
- (25) ここで使っている資本主義とは、共和主義的言説と密接な関係にあったモラル・エコノミーとは異なる経済活動を指しており、市場経済のなかでみずからの労働によって利益を追求する行動様式を意味する。

共和主義と資本主義との関係をめぐる史学史的な考察については、Gordon S. Wood, "The Enemy Is Us: Democratic Capitalism in the Early Republic," *Journal of Early Republic*, 16 (Summer 1996), 293-308.

ボストンの印刷業者・出版者・編集者であったジョセフ・T・バッキングムは、一八二〇年に、「中間の人びと」について次のように定義している。彼らは、「農夫、メカニクス、製造業者、小売商人であり、商品の売り、買い、交換を専門的に日常的な業務として行ない、非生産的な貧乏人や利益をうみださない金持ち」とちがって「生計のために働き、彼らの消え去ることのないさらなる欲望が創意工夫をうみ、起業への活力を与えている」。Joseph T. Buckingham, *An Address* (1830), cited in Gary J. Kornblith, "Becoming Joseph T. Buckingham: The Struggle for Artisanal Independence in Early-Nineteenth-Century Boston," in Howard B. Rock, Paul A. Gilje, and Robert Asher, eds., *American Artisans: Crafting Social Identity, 1750-1850* (Baltimore, 1995), 129.

五 統合とデモクラシー

論

ギャラティンは、一八〇八年四月、連邦議会にたいして「道路と運河とにかんする報告書」を提出している。⁽¹⁾すでに、一八〇五年には、ジェファソンが第二次大統領就任演説のなかで、「公債の償還がひとたび終了するならば」、歳入は内陸開発にも充当されると説いていた。⁽²⁾しかし、ギャラティンは大統領の発案にしたがつて報告書を作成したわけではない。ジェファソンが内陸開発を発想するようになるよりも前に、一八〇二年には、彼は、オハイオ地域の公有地売却を律する法案に規定された同地域と大西洋岸とを結ぶ道路建設のもつ意義をユニオンの統合に関連させて理解していた。

道路は、それらが敷設される大西洋岸の諸州だけではなく、ユニオンの多くの地域ならびに北西部地域それ自体にとつても有益でありましょう。しかし、北西部地域とそれに隣接する大西洋岸諸州の西部地域とがもつ独特の地理上の位置についてしかるべき注意を払うならば、あなたはきつと、その規定のもつ政治的意味の重要性を痛感なさるであります。というのも、道路は、それぞれにきわめて異なった利害をもっている考えられていた合衆国の⁽³⁾諸地域のあいだでユニオンの紐帯を強化することにつながるからであります。

公債の償還は順調に進んだために、一八〇七年になるとまもなく、ギャラティンは、内部開発を実行に移す期が熟したことをオハイオ州選出の共和派の上院議員トマス・ウォーシントン Thomas Worthington に伝え、同上院議員が、財務長官に内陸開発案を上院に報告させることを要請する旨の決議案を上院において提案し、承認されていた。その上院の要請を受けて、ギャラティンは、ほぼ一年をかけて「報告書」の作成に着手し、翌年四月に上院にそれを提出したので

(4)
ある。

「報告書」は、道路および運河を建設し、それらを河川につなげることによって、大西洋岸の北部と南部、および大西洋岸と西部に交通網を張りめぐらせることを提案している。南北は、マサチューセッツからジョージアまで四つの運河によって河川を連結するルートとメインからジョージアを有料道路で貫くルートとで結ばれ、東西は、大西洋岸中部および南部と西部とを運河と有料道路によってつなぐルートとニューヨーク以北の東部諸州をハドソン川とチャンプレイン湖を利用しつつ、それらを運河でつないで五大湖にいたるルートとで結ばれることになっていた。ギャラティンは、予備費を含めて総額二、〇〇〇万ドルの予算でこれらの開発が達成されるとのべている。一〇年間にわたって遂行されるこれらの開発には、毎年二〇〇万ドルの予算が計上される。彼によれば、一八〇九年以降の年間歳入は一、四〇〇万ドルであり、そのうち、公債償却費やその他の経費に充てられる分をのぞいた五五〇万ドルが余剰資金として毎年計上されるのであり、二〇〇万ドルは比較的余裕のある支出であった。⁽⁵⁾

ギャラティンは、オハイオ地域にかんする法案のときと同様、内陸開発を広い領土の統合という視点から捉えていた。

領土の広大さに由来する不便、不満、そしておそらく危険は、国土のすべての地域に敏速で気軽な交流の経路を拓くのでなければ、完全には取り除くことも防ぐこともできないでありましょう。便利な道路や運河は、隔たりを短くし、物流や人びとの接触を頻繁にし、さらには、多様な利益からなるより親密な共同体を作ることによって、合衆国のもっとも辺境にある地域を統合するでありましょう。連邦政府の権限のなかで、ほかのいかなる方策も、対外的には独立を、国内においては平和と自由とを保障するユニオンを効果的に強化し永続化させはしないでありましょう。⁽⁶⁾

ジェファソンにとって、空間の拡大こそが合衆国を共和政として存続させるためにもっとも優先させられるべき方策であつた。⁽⁷⁾ ギャラティンもまた、ルイジアナ購入には賛成していたし、合衆国の版図を太平洋沿岸にまで拡大することを主張してもいた。⁽⁸⁾ 共和政と広大な空間は両立するという「自由な帝国」(ジェファソン) 観を彼もまた共有していたのである。しかしながら、ギャラティンは、空間の拡大は空間の内包化をともなわなければ、合衆国は共和政体としては維持されえないと考えていた。

小共和国論者でなくとも、空間の拡大が、同質的な共同体の再生産であると考えられる広い共和国論者ならば、内包化の視点はでてきにくいかもしれない。ギャラティンにすれば、合衆国は、「それぞれにきわめて異なつた利害」をもつ諸地域から構成されている以上、統合のための手だてが施されなければ、共和政として存立しえない。すでにのべたように、ギャラティンは、農業社会であることが共和政を実現するための前提条件であるとは考えない。諸地域が多様な製造業と農業とに分業しつつ相互依存している社会が合衆国のめざすべき共和政であつた。⁽⁹⁾ したがって、統合のためには、なによりも国内市場の形成が重要となる。国内交通網の充実がそれをうみだすことはいうまでもないだろう。ギャラティンは、経済的な観点から統合の問題を捉えていた。彼は、基本的には、合衆国が農業社会であることを認めつつも、ジェファソンやマディソンとは異なり、余剰農産物の安定した市場が海外にある、あるいはあるべきであると考えることができなかつたために、国内市場形成の問題と絡ませてしか共和政の秩序と安定を追求しえなかつたのである。⁽¹⁰⁾

では、どのようにすれば、ユニオンの統合はデモクラシーに基礎づけられつつ達成されるのだろうか。一七九〇年代の前半、共和派は、ハミルトンによる国内市場形成を共和政の存立を脅かすとして批判していた。共和派が政権の座についてからも、ジェファソンは、第二次大統領就任演説において、内陸開発の必要を認めつつも、連邦政府の主導によって体系的な内陸開発を行なうには連邦憲法の改正が必要であると論じていた。また、彼は、統一的な視点をもつ体系

性よりも、州間に平等な内陸開発を行なうことを重視し、たとえば、州の人口比に応じた内陸開発予算の割り振りを提案して⁽¹¹⁾いた。ジェファソンは、一七九八年のヴァージニア決議・ケンタッキー決議に織り込まれた州権論的発想から内陸開発を捉えていたのである。

ギャラティンもまた、現行の連邦憲法のもとでは、連邦政府は、道路や運河を建設するに際して、それらが建設されることになる州の同意を得る必要があるもので、「全国的な内陸開発案への・・・障害をとりぬくために、憲法改正」が行なわれなければならないと述べている。ただし、憲法改正を待たずに、当該州の同意を得られればいつでも、連邦政府は開発事業に着手できるし、彼からみれば、それは「大いに見込みのある」ことであつた。⁽¹²⁾ギャラティンは、ジェファソンほど「九八年の原則」に固執してはいない。また、彼は、内陸開発における連邦政府の主導権の必要性と列挙された権限という連邦憲法の要請との緊張にも悩んではない。ジェファソンが、内陸開発がポークバレルによって骨抜きにされるのを避けようとしながらも、州の意向から独立して存在する連邦政府の構築にむけて歩を進めることに躊躇しつづけたのにたいし、ギャラティンは、「地方的な偏見を抑える」ことを内陸開発の前提条件として捉え、連邦政府のみがそれをなしえろと考へて⁽¹³⁾いた。

もちろん、ギャラティンは、社会の利害から超越した連邦政府というハミルトンの中央政府の構築をめざしたのではない。⁽¹⁴⁾ハミルトンの連邦政府観には、「国家理性」的な国家観を垣間見ることができる。それには、ユニオンの統合を強調するけれども、デモクラシーによる統合の基礎づけを困難にすることができると述べている。これにたいし、ギャラティンは、連邦議会を内陸開発に参与させることによって統合にデモクラシーによる基礎づけを与えようとした。連邦議会は、州政府と同じく、民意を反映しつつ、しかしながら、州政府とは異なり、地方的利害・偏見を免れている。彼によれば、「連邦議会のみが、すべての地方的利益を受け入れながら、同時にすべての地域的思惑をこえて、全国的な見地から追求すべき目的を選定

する能力を有している」⁽¹⁵⁾。ここには、連邦憲法による権力の枠づけによってではなく、社会の構成員の利益を代表制をつうじて嚮導することによってデモクラシーを保障し、ひいては、連邦政府による統合の試みを支えようという意図を讀むことができよう。

ところで、ギャラティンが、ほぼ一年かけて、内陸開発の進捗状況、合衆国の各地域の地理的環境を調査・勘案して、入念に作り上げた体系的な内陸開発案は、彼の財務長官在任中には実行されることがなかった。その理由のひとつとして、一八〇七年一二月に出された出港禁止令 The Embargo に示されるように、合衆国とイギリスとの関係が悪化しつつあり、連邦政府はそれへの対応に忙殺されることになったことがあげられる。⁽¹⁶⁾しかし、より大きな理由は、共和派のなかにあつたギャラティンのものとは異なるデモクラシー観に求められるだろう。

当時まだナシヨナリストであつたジョン・カルフーン John C. Calhoun は、一八一七年に、連邦議会に「ボーナス法案 Bonus Bill」とよばれる法案を提出した。同じくナシヨナリストであつたヘンリー・クレイ Henry Clay はこの法案を支持した。彼らとともに、一八〇八年のギャラティンの内陸開発案の賛同者であつた。そして、「道路と運河の完璧な系網によって共和国を結びつける」ことを謳つた「ボーナス法案」は、表面的にはその案を引き継いでいるようにみえる。⁽¹⁷⁾

ジョン・ランドルフ John Randolph を中心に共和派内に形成されていた「守旧派 Old Republicans」は、連邦における南部の優越的地位の保持、農本主義的世界への維持をはかるために、「ボーナス法案」に反対した。その際、彼らが援用した理論は、共和派結集の核となつた「九八年の原則」である。G・メイソン以来の、連合国家ではなく国家連合として連邦共和政を捉える思考は、一八二二年戦争後のナシヨナリズムの意識の高まりにもかかわらず、ユニオンの緊密化を阻もうとした。⁽¹⁸⁾ランドルフらと同じくヴァージニアに住んでいた J・テイラーは、「ボーナス法案」に反対するよ

りもまえに、すでに、一八〇八年には「九八年の原則」にたつてギャラティンの内陸開発案に反対していた。ヴァージニア決議の州議会への提案者であったテイラーからみれば、財務長官としてのギャラティンの一連の方策は、ハミルトン流の中央政府強化につながるとともに、農本主義的な政治社会（それこそがテイラーにとつての共和政であった）をつきくずしていくものとして映つたのである。⁽¹⁹⁾

内陸開発に反対したのは、州権論的共和派だけではなかった。大統領マディソンは、「ポーナス法案」にたいして拒否権を發動した。彼は、『ザ・フェデラリスト』において、連邦共和政の確立のための手段として内陸開発の必要性を説き、一八一二年戦争後の一八一五年には、「拡大せるわが連邦のさまざまな地域をより緊密に結集させ結びつけるうえで・・・政治的効果」をもつ内陸開発を促進するよう連邦議会に訴えた。⁽²⁰⁾にもかかわらず、マディソンは、かつてのジェファソンと同じように、連邦憲法を改正しなければ、連邦議会は道路や運河を建設する権限を行使することはできないと論じる。⁽²¹⁾連邦共和政の存立を脅かすのは、なによりも、政府のある部門による権力の篡奪である。一七九〇年代には行政府が権限の篡奪を行なっていると論じたマディソンは、「ポーナス法案」のなかに立法府によってひきおこされる政府間の均衡の喪失の危険性をみた。一般福祉条項に依拠し、効率を合憲性の基準とするカルフーンの「ポーナス法案」ならびに憲法解釈は、ハミルトンのな憲法理解にもとづいており、行政府に代わつて議会にたいして専政への道をひらく。⁽²²⁾

もちろん、マディソンが反対したのは、ギャラティンの内陸開発案ではなく、「ポーナス法案」である。では、カルフーンやクレイが促進しようとした「ポーナス法案」による内陸開発は、ギャラティンの理念を受け継いでいたのだろうか。彼らはそのように思っていた。しかし、もともと州間の利害の対立をこえて全国的な観点から体系的に立案されなかった「ポーナス法案」は、議会での審議を経て、各州にたいして人口比に応じて建設予算を配分することを認めたこ

とよつて、ギャラティンの理念とは離れていった。⁽²³⁾ ナシヨナリストであつたカルフーンやクレイは、連邦の権限の強化をめざしていたにもかかわらず、彼らの内陸開発案は、連邦議會をユニオンの統合を強める場としてではなく、各州の利害がもちこまれ、なんらナシヨナルな視点をもちたないままにそれらのあいだの妥協が行なわれる場として捉えていた。それは、マディソンが、『ザ・フェデラリスト』第一〇篇で論じたような、地方的利害や偏見が「濾過」されて公共の利益が追求されるという議會の機能ではない。むしろ、それらが「反映し代理」される機能をもつ議會である。ここに、ギャラティンのナシヨナルな視点をもちた内陸開発案は、彼が克服しようとしたデモクラシーによつて骨抜きにされることになる。

實際、建国の父祖たちが去ろうとしていた一八二二年戦争後の連邦政治において広がつていったのは、アンティフェデラリストであつたウイリアム・フィンドレイ的な、私的利益の充足こそが政治であると考える思考様式であつた。建国の父祖たちならば「腐敗」と考えたであろう、代表を通じての私的利益・地方的利益の表出は、フランスの貴族トクヴィルが合衆国におけるアモクラシーにみいだした特質である。⁽²⁴⁾ マディソンは、その点においても、「ポーナス法案」に反対した。

これまでみてきた「ポーナス法案」をめぐる議論にあらわれたデモクラシー観のいずれもギャラティンのデモクラシー観と異なつてゐることがわかるであろう。そして、それぞれのデモクラシーは、ギャラティンの内陸開発案の実現をそれぞれ別のやり方で阻んでいった。デモクラシーによつて基礎づけながらナシヨナルな視点からユニオンを統合するといふ彼の試みは封じられた。彼にとつて、その試みこそが連邦共和政をうみだしたアメリカ革命の理念の実現であつた。それにたいして、トクヴィルが觀察したジャクソンの時代に展開するのは、ジェファソンのなレトリックにつつまこんで、銀行、関税、道路、運河、奴隸制など選挙区の特権利益の実現を主張する議員と、ジェファソンのなレトリックに

つつみこんで、それらの利益の誘導を図りながら行政府の権限を拡大しようとする大統領とよって織りなされる対立と妥協の政治である。⁽²⁵⁾ こうして、ナショナルな視点の内面化という意味での無私の観点から社会全体の構成員の利益を實現していくというナシヨナリズムとデモクラシーとが結びついた政治観は、ジャクソン期において、セクシヨナリズムとデマゴークのまえに、挫折していく。ギャラティンは、一八二四年の大統領選挙が、セクシヨンの利益以外の「いかなる原理によることなしにできあがった合従連衡」によって行なわれることを嘆いている。ギャラティンにとって、原則をなんらもたないジャクソンは、「誠実ではあるが、軍事のおよび行政的権力について、きわめてあやまった、そしてもつとも危険な見解をもつ」人物であり、アメリカ国民は、「その軍事的栄光に圧倒されて・・・その栄光の祭壇に自分たちの権利と自由とを供え」つつあるようにみえた。⁽²⁶⁾

相対的にいえば、ジェファソンおよびマディソン政権期において、ギャラティンは、「両大統領と微妙にすれ違いつつも共和派の共和政像を追求することができたし、古典的な共和政観をもつ建国の父祖たちが活躍する連邦政治にみずからの政治観との齟齬を感じるものが少なかったといえるであろう。たとえ、「中間の人びと」についての彼のイメージとその実体とがずれていてもである。しかし、ジャクソンの時代に「コモンマン」とよばれた人びとは、ギャラティンが考えたような「中間の人びと」ではなかった。彼らは、代表が無私的精神をもたなくても、自分たちの利益を實現するならば、支持を与えたのである。そうなると、「反映Ⅱ代理」としての代表の行動を抑制する装置はまったくなくなる。さきへのべたように、このようなデモクラシーについての肯定的評価は、フィンンドレイが一七八〇年代にすでに行なっていた。その意味では、ジャクソニアン・デモクラシーは、アンティフェデラリスツからつづくデモクラシー観の延長上にある。しかし、かつてみずからもアンティフェデラリスツとしてフィンンドレイとともにペンシルヴァニア州政治で活躍したギャラティンにとって、デモクラシーについてのその評価は共有できなかったのである。

- (1) *Report of the Secretary of the Treasury on the Subject of Public Roads and Canals* (1808; reprint, New York, 1968). 中の「報告書」の主要部分が、E. James Ferguson, ed., *Selected Writings of Albert Gallatin* (New York, 1967), 229-40 に収められている。キャラタインの内陸開発政策にかんする邦語の研究は、榎田久代「ジェファソン政権における内陸開発の諸問題」(『北大法学論集』第四七巻第四号(一九九六年一月)一八八一-三三四頁)。
- (2) Paul Leicester Ford, ed., *Works of Thomas Jefferson* (New York, 1904-1905), 10: 130
- (3) Albert Gallatin to William B. Giles, February 13, 1802, Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 79.
- (4) Walters, *Gallatin*, 181-2.
- (5) Ferguson, *Selected Writings of Gallatin*, 233-6.
- (6) *Ibid.*, 232.
- (7) ジェファソンの共和政像と空間の拡大との関係については、see Drew McCoy, *The Elusive Republic: Political Economy in Jeffersonian America* (Chapel Hill, 1980), chap. 8.
- (8) たとえば、キャラタインは、大統領ジェファソンが、一八〇二年に、太平洋沿岸までの探索を行なうことを構想していたとき、それに賛成したし、実際に、ルイスとクラークが探索に赴くとき、直接、彼らに助言を行なっている。ただし、キャラタインは、共和政維持のための空間の拡大という観点よりも、ミシシッピ河から太平洋にいたる地域にヨーロッパの列強が関心をもち、存在しつづけることへの危機感を抱いていた。Albert Gallatin to Thomas Jefferson, April 13, 1803, Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 120-22.
- (9) この点で、キャラタインは、ヒルトンと同じような政治経済観をもっていたとされる。キャラタインの「製造業の報告」については、*American State Papers* (Washington, 1832-1861), Finance, 2: 425-431.
- (10) ジェファソンとマディソンにおける共和政と海外市場との関係については、see McCoy, *Elusive Republic*.
- (11) 榎田、前掲論文、二二〇頁。
- (12) Ferguson, *Selected Writings of Gallatin*, 238.
- (13) *Ibid.*, 239. ジェファソンの内陸開発についての考え方は、John Lauritz Larson, "Bind the Republic Together: The National Union and the Struggle for a System of Internal Improvement," *Journal of American History*, 74 (1987), 363-87.

John Lauritz Larson, "Jefferson's Union and the Problem of Internal Improvement," in Peter S. Onuf, ed., *Jeffersonian Legacies* (Charlottesville, 1993), 369.

ルイジアナ購入に際しても、ジェファソンが、領土を拡大する権限が連邦憲法に列挙された権限に含まれるかどうかについて意見を求めたのにたいし、ギャラティンは、「国家 nation としてのアメリカ合衆国の存立は、条約によって領土を拡大するというあらゆる国家がもつ権限を前提としております」と答えている。ここでも、ギャラティンは、限定解釈の立場に固執していない。Albert Gallatin to Thomas Jefferson, January 18, 1803, Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 113.

- (14) ハミルトンの連邦政府観については、拙著『アメリカ連邦体制の確立』（東京大学出版会、一九九三年）を参照。
- (15) Ferguson, *Selected Writings of Gallatin*, 240.
- (16) 財務長官として、ギャラティンは、出港禁止令を遵守させることに精力を注いだ。しかし、彼は、歳入の減少と歳出の増加をもたらすことになるこの禁止令に反対していた。Albert Gallatin to Thomas Jefferson, December 18, 1807, Henry Adams, *Writings of Gallatin*, 1: 368.
- (17) *Annals of Congress*, 14th Congress, 2nd session, 854; Merrill Peterson, *The Great Triumvirate: Webster, Clay, and Calhoun* (New York, 1989), 79.
- (18) Larson, "Jefferson's Union and Internal Improvements," 363; Norman K. Risjord, *The Old Republicans: Southern Conservatism in the Age of Jefferson* (New York, 1965), 84-6, 170-177.
- (19) Robert E. Shalhope, *John Taylor of Caroline: Pastral Republican* (Columbia, S. C., 1980), 101, 117-8; Steven Watts, *The Republic Reborn: War and the Making of Liberal America, 1790-1820* (Baltimore, 1987), 16-28.
- (20) Madison's Seventh Annual Message, December 5, 1815, cited in McCoy, *The Last of The Fathers*, 93.
- (21) *Ibid.*, 94.
- (22) マティソンの「ホーナス法案」についての態度および彼の憲法解釈については、*Ibid.*, 92-103.
- (23) Larson, "Bind the Republic Together," 377, 380-81.
- (24) W・ファインドレイ的なアンティフェアラリストの政治観が、一九世紀のデモクラシーを形づくっていったという議論については、Wood, "Interest and Disinterestedness." 邦訳「徳の喪失と利益の隆盛」を参照。

- (25) マーヴィン・メイヤーは、ジャクソン期において、ホイッグのみならず、ジャクソン派までもが、ジェファソニアンの伝統を引き継いで、古典古代的な共和主義観をもっていたと論じている。Marvin Meyers, *The Jacksonian Persuasion: Politics and Belief* (New York, 1960).
- (26) Walters, *op. cit.*, 324, 323.